

令和元年度

八代市議会建設環境委員会記録

審査・調査案件

1. 3月定例会付託案件	2
1. 所管事務調査	54

令和2年3月17日（火曜日）

建設環境委員会会議録

て)

令和2年3月17日 火曜日

午前10時00分開議

午後 4時38分開議（実時間298分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第9号・令和2年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算
1. 議案第10号・令和2年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算
1. 議案第17号・令和2年度八代市下水道事業会計予算
1. 議案第20号・市道路線の廃止について
1. 議案第21号・市道路線の認定について
1. 議案第28号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
1. 議案第29号・八代市環境センター条例の一部改正について
1. 議案第30号・八代市営住宅設置管理条例等の一部改正について
1. 議案第31号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 議案第32号・八代都市計画事業大村橋周辺土地区画整理事業施行条例の廃止について
1. 令和元年陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（市道腰越～平線について）（八代市下水道事業経営戦略の見直しについて）

○本日の会議に出席した者

委員長	増田一喜君
副委員長	北園武広君
委員	大倉裕一君
委員	庄野末藏君
委員	高山正夫君
委員	橋本隆一君
委員	福島安徳君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	潮崎勝君
建設部次長	田村伸司君
建設部次長	楠本研二君
土木課長	小原聖児君
理事兼 建築指導課長	宮端晋也君
理事兼 建築住宅課長	下村孝志君
都市整備課長	一美晋策君
理事兼 建設政策課長	西竜一君
下水道総務課長	奥村勝己君
下水道総務課 経営係長	園田哲次君
下水道建設課長	涌田直美君
経済文化交流部 審議員兼 国際港湾振興課長補佐	泉宜孝君
市民環境部長	桑原真澄君
市民環境部次長	稲本俊一君
理事兼 環境センター管理課長	山口敏朗君

環境課長補佐兼 藤 澤 智 博 君
環境施設整備推進室長

○記録担当書記 島 田 義 信 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(増田一喜君) おはようございます。
(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第11号(関係分)

○委員長(増田一喜君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長(潮崎 勝君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部、潮崎です。

それでは、本委員会に付託されました議案のうち、議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第11号の建設部所管分につきまして、田村次長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○建設部次長(田村伸司君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部の田村でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(増田一喜君) はい、どうぞ。

○建設部次長(田村伸司君) それでは、お手元の議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算書・第11号をお願いいたします。

3ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明いたします。

款7・土木費を4億8035万1000円増額補正し、補正後の額は57億8869万円としております。

その内訳は、項2・道路橋梁費を2億9323万4000円増額。項3・河川費を1646万7000円増額。項4・港湾費を1億2065万円増額。項5・都市計画費を5000万円増額するものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。

20ページをお開きいただき、一番下の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費は、補正額7046万円を加えて、5億1577万円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が3828万円、地方債が3210万円、一般財源が8万円でございます。

補正額の内訳は、節13・委託料を900万円、節15・工事請負費を6146万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております交通安全施設整備事業2046万円、道路維持事業5000万円でございます。両事業とも、国の補正に伴い、令和2年度に予定しております事業の一部を前倒し実施するため、補正をお願いするものです。

別冊の建設環境委員会資料、議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第11号、建設部所管分を併せて御覧ください。

道路維持費の交通安全施設整備事業は、別冊資料の1ページに、井上町の市道竜西幹1号線において防護柵を設置するなど、路線の一覧と

内容を記載しております。めくりまして2ページのほうに位置図を示しております。

続いて、道路維持事業は、3ページに坂本町の日光トンネルと日置町の日置歩道橋の補修の設計と施工を行う箇所一覧と内容を示しております。4ページ、5ページが位置図になっております。

次に、予算書のほうに戻っていただきまして、21ページ、一番上の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目3・道路新設改良費は、補正額6277万4000円を加えて、11億85万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が3094万2000円、地方債が2790万円、一般財源が393万2000円でございます。

補正額の内訳は、節15・工事請負費を5625万9000円、節19・負担金補助及び交付金を651万5000円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております単県道路事業負担金事業651万5000円、市内一円道路改良事業5625万9000円でございます。

単県道路事業負担金事業は、負担金に伴う県の道路改良事業につきまして、各箇所の事業費が確定しましたことから、負担金の補正をお願いするものでございます。

また、市内一円道路改良事業は、交通安全施設整備事業と同様、国の補正に伴いまして、千丁町の市道新牟田西牟田線と鏡町の市道氷川高校前線の道路改良を前倒し実施するものでございます。

別冊の建設環境委員会資料を併せて御覧ください。

道路橋梁費の単県道路事業負担金事業は、6ページに県道破木二見線ほかの位置図、県道名、

事業費、負担金などを示しております。

市内一円道路改良事業は、7ページに路線名と内容、8ページ及び9ページに位置図を示しております。

また予算書のほうに戻っていただきまして、21ページ、一番上の表を御覧ください。

目4・橋梁維持費は、補正額1億6000万円を加えて、3億7139万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が8800万円、地方債が7200万円でございます。

補正額の内訳は、節13・委託料を1700万円、節15・工事請負費を1億4300万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております橋梁長寿命化修繕事業であり、先ほど説明しました事業と同様、国の補正に伴うものでございます。

また別冊の資料を併せて御覧いただきたいと思っております。

道路維持費の橋梁長寿命化修繕事業は、別冊資料の10ページ、ひび割れ注入などの補修工事や補修設計を行います島田町8号橋1ほかの橋梁と内容を10ページに示しております。また、次の11ページ、ちょっと一番上が位置図が抜けておりますが、位置図に先ほどの橋梁の位置図を示しております。

それでは、また予算書のほうに戻っていただきまして、21ページ、今度は真ん中の表を御覧ください。

款7・土木費、項3・河川費、目1・河川費は、補正額1646万7000円を加えて、7963万5000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、地方債が2290万円の増額、一般財源が643万3000円の減額でございます。

補正額の内訳は、節19・負担金補助及び交

付金を１６４６万７０００円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております
県河川海岸事業負担金事業であり、単県道路事業負担金事業と同様、県の砂防関係事業、海岸事業につきまして、各箇所の事業費が確定しましたことから、負担金の補正をお願いするものでございます。

また別冊の建設環境委員会資料を併せて御覧ください。

河川費の県河川海岸事業負担金事業は、１２ページに急傾斜地崩壊対策事業ほかの位置図、上のほうが位置図と、施設名と、当初と今回補正の事業費、負担金などを示しております。

また予算書のほうに戻っていただきまして、２１ページ、一番下の表を御覧ください。

款７・土木費、項４・港湾費、目２・港湾建設費は、補正額１億２０６５万円を加えて、４億７９８６万３０００円としております。

補正額の財源内訳につきましては、地方債が１億１０５０万円、一般財源が１０１５万円でございます。

補正額の内訳は、節１９・負担金補助及び交付金を１億２０６５万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております
八代港県営事業負担金事業であり、これまで御説明しましたとおり、単県道路事業負担金事業などと同様、国及び県の八代港整備事業につきまして、事業箇所の追加、国の補正等に伴いまして事業費が確定しましたことから、負担金の補正をお願いするものでございます。

また別冊の資料を御覧いただきたいと思います。

港湾建設費、八代港県営事業負担金事業は１３ページになります。国及び県事業の箇所図、内容、当初と今回補正の事業費、負担金等を示しております。

それでは、最後になりますが、予算書のほうに戻っていただきまして、２２ページ、上の表を御覧ください。

款７・土木費、項５・都市計画費、目２・街路事業費は、補正額５０００万円を加えて、２億７５６０万円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が２５００万円、地方債が２５００万円でございます。

補正額の内訳は、節１３・委託料を２４００万円、節１５・工事請負費を２６００万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております
西片西宮線道路整備事業であり、他の事業と同様、国の補正に伴いまして、埋蔵文化財調査と道路改築を前倒し実施するものでございます。

別冊の建設環境委員会資料を併せて御覧ください。

街路事業費の西片西宮線道路整備事業は、１４ページ、最後にですね、位置図の中に現在取り組んでおります２工区を赤の実線で着色、旗上げしております。

以上、議案第１号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第１１号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 土木費の資料で言ったほうが分かりやすいと思うので、資料の１ページで御説明いただきました竜西幹１号線、井上町の工事について、もう少し詳細な御説明をお願いしたいというふうに思います。恐らくここは重要改善点みたいな、警察と教育委員会、そういったところと共同で調査をされた結果の交差点ではないかというふうに思ってるんですけども、その辺りも含めまして御説明をいただ

ればと思います。

○土木課長（小原聖児君） おはようございます。土木課長の小原でございます。

ただいまの御質問で、竜西幹1号線の交差点になりますけども、ここは井上町の井上第1踏切近くの交差点となっております、そちらからの交通量が、東西南北と交通量が増えておる交差点でございます、事故も多発しているということで、今回の補正ではですね、交差点内のカラー舗装と、歩行者の安全確保ということでボラード灯の設置をする予定としております。あと、部分的に注意喚起を促すような路面標示等も考えております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） すいません、ちょっと私の知識不足で、歩行者の安全対策をするために対策の内容を御説明いただいたと思うんですけど、もう一度、専門用語だったら、すいません、説明も加えていただければと思います。

○土木課長（小原聖児君） 歩行者の安全確保ということで、現地のほうが、現在歩道になっているところがですね、水道の水路が4方張りということで、その部分が歩道になっている。交差点内の安全確保ということで、通常であればガードレールとかそういう強固なものをやりたいということで考えておるんですけども、今回の場所は水路が4方張りということで、そういった強固なガードレールとかいうのは設置がちょっと物理的に難しいというところで、現在縁石があるところにつきまして、ボラードを設置するような対策を講じるということでいいかなと。あ、ボラードというのが車止めで、柱みたいな、円柱の柱って考えていただければいいかと思います。

以上で終わります。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。よく分かりました。

保護者の方々からも改善を要望する声が上がっておりましたので、担当課のほうにはしっかりお伝えをしておいたつもりでございました。このような安全対策ができればですね、非常に安心に向けてですね、改善されていくというところについては評価をさせていただきたいというふうに思います。

次の質問よろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○委員（大倉裕一君） 引き続き、日置町の歩道橋の修繕ということで、次の資料の3ページ、補修ということになっておりますけれども、内容をお聞かせいただきたいということと。この歩道橋につきましては、萩原方面からの小学校、中学校の通学、下校時によく利用されている部分でもございますが、工事の期間等について安全対策等を含めてどのようにお考えなのか、その点お聞かせいただければと思います。

○土木課長（小原聖児君） 日置歩道橋の補修につきましては、まず委託を行います。それで、工事の内容としましては、塗装関係でございます。工事の時期につきましては、委託が完了した後、学校関係とかいろいろ関係機関と協議しましてから実施したいと考えております。現在のところ、実施時期については未定としております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 要望ということでとどめますけれども、今、学校関係と調整を図りながらということでした。登下校のですね、安全を第一に考えていただきまして、できれば夏休み等の利用が少ない時期というところにですね、工期を持っていただくような取組を期待したいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見があったらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。ないので、これより採決いたします。

議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第7款・土木費及び第10款・災害復旧費について、建設部より説明願います。

○建設部長（潮崎 勝君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、令和2年度当初予算の説明に当たり、建設部が所管いたします一般会計、特別会計、企業会計についての総括を述べさせていただきます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○建設部長（潮崎 勝君） 本市では、第2次八代市総合計画で掲げる将来像である、しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市“やつしろ”の実現に向け、特に重点的に取り組む6つの戦略を進めておりますが、建設部では、安全・安心で魅力ある都市を築くという戦略推進のため、主に社会基盤整備に力を入れた施策に取り組んでいるところでございます。さらに、

現在策定を進めております八代市国土強靱化地域計画の推進に向けても力を入れていく必要がございます。

それでは、まず、当初予算のうち、建設部所管分の予算規模について御説明いたします。

令和2年度八代市一般会計予算書の16ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

款7・土木費では、47億549万4000円を計上いたしております。前年度当初予算に比べ、8565万6000円、率にして1.8%の減額でございますが、先ほど御審議いただきました令和元年度一般会計補正予算・第11号中に国の1次補正に伴う前倒し分3億5671万9000円を加えますと、実質約2億7100万円の増額予算となっております。

続きまして、令和2年度における主な施策の取組について、4点ほど御紹介いたします。

まず1点目、幹線道路ネットワークの形成に向けた道路整備への取組でございます。

街路事業として実施している西片西宮線の2工区では、工事費、用地補償費、埋蔵文化財調査費など、当初予算5249万4000円、3月補正予算5000万円の計1億249万4000円を計上しております。同じく沖新開線では、本年度、全体幅員と車線数の決定まで進みまして、来年度は事業認可に向けた事前調査として平板測量を予定しております。また、県事業への負担金となりますが、南部幹線では、用地取得及び移転補償費などに要する事業費の10%、6720万円を予定しております。昨年度当初予算の134%増となっております。

道路事業として実施している東西アクセス道路整備は、川田町東の国道3号から千丁町古閑出の県道共栄千丁停車場線へ通じる延長約4.2キロメートルの道路で、東側国道3号から市道竜西東西12号線、県道新八代停車場線、市道新牟田西牟田線の3路線を整備するものであります。県道と市道新牟田西牟田線は既に工事

に着手しており、市道竜西東西１２号線については、国道３号との取付け協議が本年度完了し、来年度から本格的に用地買収に取り組んでまいります。

次に２点目、地域生活に密着した道路整備への取組でございます。

主に地域要望に応える事業である市内一円道路改良事業に当初予算と３月補正予算合わせて約８億８００万円、道路維持事業に当初予算と３月補正予算合わせて約４億１６００万円、交通安全施設整備事業に当初予算と３月補正予算合わせて５２００万円をそれぞれ計上し、地域要望への対応を含め、道路施設の新設改良や適切な維持管理等に努めてまいります。

次に３点目、良好な住環境の整備に向けた取組でございます。

民間住宅関係の施策として、本年度に引き続き、老朽危険空き家等除却、危険ブロック塀等除却促進、民間建築物耐震化促進、アスベスト調査分析などの助成制度を実施するとともに、空き家バンク事業では、空き家の有効利用の促進に向けた対策を展開してまいります。

また、公共施設の整備と宅地の利用増進を目的に行っている八千把地区土地区画整理事業は、事業終盤を迎えており、早期完了に向け促進を図ってまいります。

さらに、４月１日からいよいよ八代市景観計画の運用を開始することになります。各地域の持つ豊かな景観の保全と形成を総合的かつ計画的に推進することで、良好な住環境整備への後押しを行ってまいります。

最後に４点目、公共水域の水質保全に向けた取組でございます。

水質保全として欠かすことのできない生活雑排水の処理については、特別会計の農業集落排水処理施設事業で９５４５万１０００円、同じく浄化槽市町村整備推進事業で５０８３万２０００円の予算計上でございます。また、企業会

計である下水道事業では、７０億５７８８万４０００円の予算計上を行っております。

これらの事業では、接続率を高め収納率を向上させる対策と維持費、管理費等の削減が経営改善への重点課題と認識しており、来年度もさらなる経営の安定化に努めてまいります。

また、市街地の浸水被害の軽減を目的に整備を行っている北部中央雨水調整池整備工事は、本年度までに基礎工と掘削作業を完了し、４月から本体構造物の築造に着手し、令和３年３月の完成を目指して工事を進めてまいります。

終わりになりますが、令和２年度の建設部の新たな組織体制について御紹介いたします。

現在の建築住宅課を廃止し、住宅課と営繕課を設置いたします。住宅課は市営住宅係と空家対策係の２係、営繕課は建築係と設備係の２係となります。

また、財務部から新庁舎建設課が建設部に移管することになりましたので、現況８課体制から１０課体制の組織となります。

４月以降、新たな組織体制のもと、安全・安心で魅力ある都市を築くために、建設部職員一丸となって、さらなるコスト削減と国の補助事業などの有利な財源確保に努めながら、各施策や各事務事業のさらなる推進を図ってまいります。

以上で令和２年度当初予算の説明に先立つ建設部長としての総括といたします。

引き続き、一般会計の当初予算の詳細については楠本次長に、特別会計、企業会計については担当課長にそれぞれ説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○建設部次長（楠本研二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部次長の楠本でございます。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○建設部次長（楠本研二君） それでは、予算書の7ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算中、第7款・土木費の歳出分では、47億549万4000円を計上しております。前年度対比8565万6000円、1.8%の減でございます。

なお、繰り返しになりますが、部長総括にありましたように、先ほど審議していただいた令和元年度八代市一般会計予算・第11号中の国の1次補正に伴う前倒し分3億5671万9000円を加えますと、約2億7100万円の増額予算となっております。

項1・土木管理費では、2億9064万2000円を計上しております。前年度対比538万5000円、1.9%の増でございます。

項2・道路橋梁費では、16億907万7000円を計上しております。前年度対比2億766万8000円、14.8%の増でございます。

8ページをお開きください。

項3・河川費では、8586万8000円を計上しております。対前年度対比2570万円、42.7%の増でございます。

項4・港湾費では、2億5294万7000円を計上しております。対前年度対比1億1458万3000円、31.2%の減でございます。

項5・都市計画費では、23億651万8000円を計上しております。対前年度対比1億7402万5000円、7%の減でございます。

項6・住宅費では、1億6044万2000円を計上しております。対前年度対比3580万1000円、18.2%の減でございます。

続きまして、目ごとの事業とその内容について説明いたします。

93ページをお開きください。

まず、右側の説明欄の事業を説明し、次に、節の内訳について主なものを説明いたします。

なお、各目の節2・給料から節4の共済費までは、職員の人件費でございますので、説明は省略させていただきます。

項1・土木管理費、目1・土木総務費では、5446万5000円を計上しております。

公共用地取得・登記事務事業423万6000円は、登記事務に従事する会計年度任用職員2名分の人件費などに要する費用でございます。

目2・建築総務費では、2億3617万7000円を計上しております。

老朽危険空き家等除却促進事業2889万9000円は、老朽化して危険な状態で放置されている空き家の除却費用の一部を補助する費用47件分でございます。

民間建築物耐震化促進事業1919万5000円は、民間建築物の耐震化を促進するため、戸建住宅耐震改修設計や改修工事などを行う費用の一部を補助する費用21件分でございます。

公共建築物営繕事業1829万9000円は、市民が安心して施設を利用できるように、市有建築物や設備の定期点検に要する費用でございます。

空き家バンク事業281万6000円は、空き家情報システム保守業務委託や空き家バンク登録物件の利用・活用を促進するため、売買や賃貸契約が成立した場合、残置された家財道具の撤去・リフォームなどの一部を補助する費用などでございます。

アスベスト調査分析事業250万円は、民間の既存建築物に施工されている吹きつけアスベストなどについて、専門業者による含有調査費用の一部を補助する費用10件分でございます。

危険ブロック塀等除却促進事業400万円は、ブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難経路の確保のため、危険ブロック塀の除却費用の一部を補助する費用20件分でございます。

吹付けアスベスト除去等事業250万円は、

民間建築物の所有者が行うアスベスト除去等に要する費用の一部を補助する費用1件分でございます。

節10・需用費118万3000円は、法令追録代、雑誌購読料やガソリン代などに要する費用でございます。

節12・委託料234万3000円は、空き家等の所有者特定に係る業務委託や戸建て木造耐震改修設計審査業務委託などに要する費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金5862万6000円は、老朽危険空き家等除却促進事業などの各種の補助メニューに係る補助金でございます。

94ページをお開きください。

項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費では、1億8745万1000円を計上しております。

道路橋梁総務一般事務事業2974万円は、市道の管理全般に要する費用でございます。

節12・委託料2682万2000円は、道路台帳の作成及び修正などの業務委託に要する費用でございます。

目2・道路維持費では、4億1340万8000円を計上しております。

交通安全施設整備事業3154万円は、カーブミラー、ガードレール及び街路灯や区画線など、市道の交通安全施設の設置及び補修に要する費用でございます。

道路維持事業3億6562万4000円は、市内一円の側溝や舗装などの道路修繕に要する費用でございます。

節10・需用費7110万6000円は、市内一円の道路側溝や舗装、交通安全施設などの修繕料や街路灯などの電気代に要する費用でございます。

節11・役務費596万6000円は、道路側溝のしゅんせつや地下道の点検清掃の手数料

に要する費用でございます。

節12・委託料8725万3000円は、緑の回廊線や幹線市道の街路樹の管理業務委託及び道路パトロール業務委託、新八代駅関連施設管理委託などに要する費用でございます。

節14・工事請負費2億3066万円は、ガードレールなどの交通安全施設設置工事や、中央線など26路線、約4キロメートルの舗装補修工事などに要する費用でございます。

節15・原材料費1550万円は、地元施工による生コン舗装の材料や、路面の補修用の簡易アスファルト合材、カーブミラーなどの安全施設の部材購入費に要する費用でございます。

95ページを御覧ください。

目3・道路新設改良費では、9億1190万2000円を計上しております。

単県道路事業負担金事業1759万1000円は、県道小鶴原女木線など3路線の改良工事や側溝整備など同事業に係る負担金でございます。

市内一円道路改良事業7億5144万1000円は、市民生活に密着した市道の交通環境改善を図ることを目的とした、計画的に拡幅改良やバリアフリー化などの推進に要する費用でございます。

節12・委託料1億140万円、節14・工事請負費5億4634万1000円は、社会資本整備総合交付金事業や市単独事業で取り組む市道整備に必要な測量設計などの業務委託や工事に要する費用でございます。

節16・公有財産購入費7210万円と節21・補償、補填及び賠償金2750万円は、社会資本整備総合交付金事業に伴う用地購入、家屋や立木補償及び工事に支障となる電柱移転補償などに要する費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金1759万1000円は、単県道路事業負担金事業に係る負担金でございます。

目４・橋梁維持費では、６０５１万６０００円を計上しております。

市内一円橋梁維持管理事業５１万６０００円は、市が管理する橋梁の維持補修などに要する費用でございます。

橋梁長寿命化修繕事業６０００万円は、道路法の改正に伴う橋梁定期点検に要する費用でございます。

節１０・需用費２２万円は、橋梁照明灯の電気料でございます。

節１２・委託料６０００万円は、３９０橋の橋梁定期点検業務委託に要する費用でございます。

９６ページをお開きください。

目５・橋梁新設改良費では、３５８０万円を計上しております。

市内一円橋梁改修事業は、幅が狭く通りづらい橋の改修工事や設計業務委託を行うものです。

節１２・委託料２００万円は、上片町４号線橋梁ほか１橋の設計業務委託に要する費用でございます。

節１４・工事請負費３３８０万円は、上片町４号線橋梁ほか４橋の橋梁改修に要する費用でございます。

項３・河川費、目１・河川費では、８５８６万８０００円を計上しております。

二見川渇水対策施設維持管理事業１８８万１０００円は、南九州西回り自動車道の赤松トンネル建設時に発生した二見川の渇水対策として、揚水ポンプの運転経費及び施設の管理に要する費用でございます。

県河川海岸事業負担金事業２７４０万円は、坂本町の大門瀬など４カ所での急傾斜地崩壊対策や、明治新田海岸及び野崎海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業に係る負担金でございます。

市内一円河川改修事業５３５８万７０００円は、河川改修に関する費用でございます。

土砂災害危険住宅移転促進事業３００万円は、

土砂災害特別区域内、通称レッドゾーンに居住する方の安全な地域、イエローゾーン以外への移転を促進するため、移転を行うものに対して費用の一部を補助する費用でございます。

節１０・需用費６０４万３０００円は、河川護岸等の修繕料や二見川渇水対策用のポンプ等の電気料に要する費用でございます。

節１２・委託料１８６３万５０００円は、河川の除草や清掃委託、改修工事の測量設計業務委託に要する費用でございます。

節１４・工事請負費３０００万円は、二見本町の下里川ほか８河川の改修工事に要する費用でございます。

節１８・負担金補助及び交付金３０８２万４０００円は、県河川海岸事業負担金が主なものでございます。

９７ページをお願いいたします。

項４・港湾費、目１・港湾管理費では、６５１万１０００円を計上しております。

港湾管理事業４４９万５０００円は、市が管理する日奈久港及び鏡港の港湾施設等の維持管理に要する費用でございます。

八代港振興事業２０１万６０００円は、同事業に係る負担金でございます。

節１０・需用費１８５万円は、日奈久港と鏡港の夜間照明灯の電気料や浮き桟橋の修繕料などに要する費用でございます。

節１２・委託料２４９万３０００円は、日奈久港の航路標識の設置や高潮時のポンプによる排水対策に要する費用でございます。

節１８・負担金補助及び交付金２０１万６０００円は、八代港振興事業に係る熊本県港湾協会、海上保安協会、日本港湾協会、港湾都市協議会への負担金でございます。

目２・港湾建設費では、２億４６４３万６０００円を計上しております。

八代港県営事業負担金事業１億５６７０万円は、重要港湾と国際旅客船拠点形成港湾の指定

を受けております八代港の国直轄事業や県営事業に係る負担金でございます。

港湾施設改修事業6340万5000円は、鏡港の泊地しゅんせつや日奈久港の維持管理計画策定業務などに要する費用でございます。

節12・委託料1650万円は、日奈久港の維持管理計画策定業務に要する費用でございます。

節14・工事請負費4690万5000円は、鏡港の泊地しゅんせつ工事や日奈久港の灯浮標設置工事に要する費用が主なものでございます。

節18・負担金補助及び交付金1億5670万円は、八代港県営事業負担金事業に係る負担金で、国の直轄事業のマイナス14メートル航路整備、事業費18億円の負担金20分の1で9000万円、マイナス12メートル岸壁改良で、事業費1億5000万円の10分の1の負担金で1500万円、県営事業の港湾補修、事業費3億円の6分の1の負担金で5000万円、海岸整備、事業費3400万円の20分の1の負担金で170万円でございます。

98ページをお願いいたします。

項5・都市計画費、目1・都市計画総務費では、16億4568万7000円を計上しております。

被災宅地復旧支援事業（地震災害関連）2010万円は、熊本地震で被災した宅地の復旧工事費の一部を支援する費用でございます。

被災私道復旧支援事業（地震災害関連）300万円は、熊本地震により被災した私道の復旧工事費の一部を支援する費用でございます。

景観形成支援事業404万4000円は、八代市景観条例及び八代市景観計画に基づき、良好な景観形成に対する支援を行うもので、景観重点地区景観形成基準等策定業務委託などに要する費用でございます。

また、下水道事業会計へ支出します企業会計繰出金事業に15億1850万円を計上してお

ります。

節12・委託料875万5000円は、都市計画地形図修正業務や景観重点地区景観形成基準等策定業務などに要する費用でございます。

節13・使用料及び賃借料408万4000円は、土木積算システムのリース代などに要する費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金2406万5000円は、地震災害関連として、被災した宅地の復旧や私道の復旧に対する補助金が主なものでございます。

節27・繰出金15億1850万円は、企業会計であります下水道事業への繰出金です。前年度対比2000万円の減となっております。詳細につきましては、下水道事業会計で説明いたします。

目2・街路事業費では、1億6940万8000円を計上しております。

南部幹線道路整備事業6720万円は、前川を挟む県施工区間の建物等調査及び用地買収や建物等移転補償など、同事業に係る負担金でございます。

西片西宮線道路整備事業では、5249万4000円を計上しております。本事業は、1工区が平成28年度に完成し、平成29年度より2工区に事業着手しております。令和2年度は用地取得、埋蔵文化財調査及び一部工事を予定しております。

沖新開線道路整備事業では、500万円を計上しております。県道八代港線の沖町と県道八代港大手町線の新開町を結ぶ延長約2キロメートルの都市計画道路、沖新開線の道路整備を行うもので、道路予備設計に必要な平板測量業務委託に要する費用でございます。

節12・委託料1861万9000円は、西片西宮線2工区の文化財調査、沖新開線の平板測量業務委託に要する費用が主なものです。

99ページをお願いいたします。

節14・工事請負費700万円は、西片西宮線2工区の工事に要する費用でございます。

節16・公有財産購入費930万円と節21・補償、補填及び賠償金2300万円は、西片西宮線の用地購入及び建物等移転補償に要する費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金6724万円は、南部幹線県事業負担金が主なものでございます。なお、負担率は10%でございます。

目3・都市下水路費では、8768万6000円を計上しております。

雨水ポンプ場維持管理事業1295万1000円は、日奈久浜町ポンプ場及び徳淵ポンプ場の運転・点検及び修繕の費用に要する費用でございます。

都市下水路維持管理事業365万5000円は、宮地都市下水路内の土砂しゅんせつや除草清掃などの費用に要する費用でございます。

樋門樋管操作管理事業768万4000円は、国土交通省より球磨川流域の堤防に設置されている樋門や閘門など45カ所の管理委託に要する費用でございます。

市内一円都市下水路整備事業5907万2000円は、用途区域内の排水路の改良及び維持管理に要する費用でございます。

節7・報償費689万7000円は、球磨川流域に設置された樋門樋管の操作員36名への報酬でございます。

節10・需要費1404万5000円は、市内一円の都市下水路の修繕及び堆積土砂のしゅんせつや、日奈久浜町と徳淵にあるポンプ場の燃料や光熱費などに要する費用でございます。

節11・役務費118万2000円は、地元施工でしゅんせつされた土砂の運搬料や、樋門操作管理人に掛ける傷害保険料が主なものでございます。

節12・委託料555万3000円と節14・工事請負費5553万5000円は、築添

町排水路改良工事ほか7カ所の工事や測量設計業務に要する費用でございます。

目4・公園費では、2億5560万2000円を計上しております。

市内一円公園維持管理事業1億990万2000円は、市内100公園の施設修繕や管理業務委託、樹木管理委託などに要する費用でございます。

市内一円公園施設整備事業3300万円は、図書館横広場あずまや屋根改修や坂本町のくま川ワイワイパーク公園大型遊具改修など11公園の施設改築及び遊具改築、ソーラー照明灯設置2公園、防災倉庫設置1公園などに要する費用でございます。

公園施設長寿命化支援事業4000万円は、鏡町の内田児童公園ほか5公園の遊具改築工事に要する費用でございます。

都市公園安全・安心対策緊急支援事業3600万円は、トイレや園路のバリアフリー化の改築工事に要する費用でございます。

節10・需用費1877万8000円は、施設改修や電気料、下水道使用料などが主なものでございます。

節11・役務費409万4000円は、公園管理手数料やトイレのくみ取りに要する費用でございます。

節12・委託料8041万7000円は、公園の樹木管理や清掃業務委託に要する費用が主なものでございます。

100ページをお願いいたします。

節13・使用料及び賃借料1000万9000円は、球磨川スポーツ公園の簡易トイレ賃借料や土地使用料でございます。

節14・工事請負費1億500万円は、公園施設整備や長寿命化対策に要する費用でございます。

目5・区画整理費では、1億4813万5000円を計上しております。

八千把地区土地区画整理保留地販売促進事業は、民間の不動産業者の力を借りて保留地の販売を促進するもので、108万2000円を計上しております。

八千把地区土地区画整理事業基金事業は、保留地売払い収入及び利子分を同基金に積み立てるもので、令和2年度は2676万円を見込んでおります。

八千把地区土地区画整理事業7543万円は、区域内の区画道路築造及び舗装、建物移転補償などに要する費用でございます。

節7・報償費108万2000円は、保留地販売促進手数料3件分でございます。

節10・需用費311万円は、道路の修繕料、消耗品及び公用車のガソリン代などが主なものでございます。

節12・委託料1658万8000円は、画地測量や補償費再算定業務などに要する費用でございます。

節14・工事請負費4800万円は、区画道路築造や舗装工事などに要する費用でございます。

101ページをお願いいたします。

節21・補償、補填及び賠償金1040万円は、建物移転補償1件分でございます。

節24・積立金2676万円は、事業基金への積立金でございます。

項6・住宅費、目1・住宅管理費では、1億6030万円を計上しております。

公営住宅管理事業6340万円は、老朽箇所の修繕並びに給排水設備や浄化槽設備などの保守点検に要する費用でございます。

公営住宅ストック総合改善事業2885万9000円は、八代市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に維持保全するために建物、機械、電気設備の改善に要する経費及び第2期八代市住宅長寿命化計画策定業務に要する費用でございます。

公営住宅施設整備事業1615万3000円は、新町団地電気温水器取り替え、入居から30年を超えた住居者の畳取り替えや政策空き家5戸分の解体などに要する費用でございます。

節10・需用費4818万7000円は、市営住宅の修繕料が主なものです。

節11・役務費436万3000円は、団地内の除草や植木剪定などの手数料が主なものでございます。

節12・委託料4612万7000円は、第2期八代市住宅長寿命化計画策定業務委託や市営住宅の各種設備の保守点検などに要する費用でございます。

節14・工事請負費440万円は、政策空き家5戸分の解体などに要する費用でございます。

102ページをお願いいたします。

目2・住宅用地造成費では、14万2000円を計上しております。

宅地分譲貸付事業は、定住促進のために造成された宅地分譲地の販売及び貸付けを行うものでございます。

節1・報酬3万円は、宅地分譲審査委員5名分の報酬でございます。

節11・役務費11万円は、東陽町平野団地内にあります販売促進用の案内看板の撤去に要する費用でございます。

続きまして、配付しております資料の説明をさせていただきます。

まず、資料の確認をお願いいたします。右肩に建設環境委員会資料、議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算（建設部所管分）と令和2年度地域要望への対応（建設所管分）です。お手元にご覧いただけますでしょうか。

最初に、令和2年度八代市一般会計予算（建設部所管分）について説明いたします。

この資料は、市内一円で実施している各事業の詳細をお示しするものでございます。表紙をめくってもらいますと、裏側に目次をつけてお

ります。1ページが道路維持事業の予定表となっております。2ページから8ページまでが、その箇所図となっております。同様に、各事業ごとの予定表及び箇所図を添付しております。後で御確認いただければ幸いです。

次に、令和2年度地域要望への対応（建設所管分）について説明いたします。

こちらは、令和元年度に各地域協議会から建設部に寄せられた要望995件のうち、令和2年度で各課が対応する箇所171カ所分を取りまとめた資料でございます。要望に対する達成率は17%となっております。

最後に、款10・災害復旧費の建設所管分について説明いたします。

119ページをお開きください。

ページ上段の款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費では、970万円を計上しております。

道路橋梁施設災害復旧事業では、令和元年7月の梅雨前線豪雨により斜面が崩壊した泉管内の市道腰越～平線の災害復旧を行うものです。

節12・委託料970万円は、地すべり解析業務、地質調査業務に要する費用でございます。

以上で、款7・土木費、款10・災害復旧費の建設部関係の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（大倉裕一君） アスベストの調査分析業務のことでお尋ねをしたんですけども、これはあくまで民間が補助をされるということというふうに理解してよろしいのでしょうか。行政の施設についてもアスベスト調査をしたほうがいいのではないかなというふうな声があると思います。例えば、市の市営住宅ですね、こちらのほうにアスベストが含有されてるんじゃないかなというふうな心配をされているところもある

ようですけれども、その辺りの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○理事兼建築指導課長（宮端晋也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建築指導課、宮端でございます。よろしくお願いいたします。

アスベスト調査分析事業でございますが、この事業は、民間の建築物に係るアスベストがあるかどうかを分析をすることに対して、その費用の一部を補助するというものでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（増田一喜君） まだほか説明ありますか。

○理事兼建築住宅課長（下村孝志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建築住宅課、下村と申します。

委員御質問ですけれども、市営住宅に関しては、1団地そのようなアスベストの疑いある団地ございまして、調査する方向でございます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） あ、はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 区画整理のほうでお伺いいたします。これは100ページになりますが、八千把地区の区画整理事業については、もう相当進んできているようですが、あと大体何年ぐらい計画ありますか。

○都市整備課長（一美晋策君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）都市整備課、一美でございます。

八千把地区の土地区画整理事業につきましては、平成12年より事業を着手して、一応現段階では令和4年を事業完了を目標としているところ（「え、令和、ん」と呼ぶ者あり）、あ、すいません、令和4年度を事業の完了目標ということで計画してるところでございます。

○委員（福嶋安徳君） 令和4年、やっぱり大

分長い事業でしたね。本当に大変でございました。それについて、この区画内の保留地っていうのは、これはどういう形になっとですかね。この区画整理の中に入っていない事業なんですかね。

○都市整備課長（一美晋策君） 保留地とは、土地の一部をですね、区画整理の中で道路とか公園とか、あと事業費を捻出するために各地主の方から土地を提供していただいて、その保留地を販売して事業費の一部に充てるということで区画整理事業は進めさせていただいたところでございます。

○委員（福嶋安徳君） 提供していただくというと、もうもともとほら、個人の土地を買収するんじゃなくて提供していただくという、そういう意味なんですか、保留というのは。

○都市整備課長（一美晋策君） 土地区画整理の中では、一応、減歩というような扱いでですね、当初の土地の価値が若干土地区画を行うことで上昇するというので、その分若干減歩という形で提供していただいた中で、それを販売することで事業費に充てていくということになっております。（委員福嶋安徳君「オーケー。減歩か。分かりました。はい、いいです」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今の土地区画整理事業なんですけれども、あと区画販売として何区画が残ってるような状況になるんでしょうか。進捗状況を少し教えてほしいと思います。

○都市整備課長（一美晋策君） あと31区画。総数で102区画予定しておりまして、今後の販売保留地の予定としては、あと31区画ということになっております。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 31を残りの期間で販売していかなければいけないということですね。今の景気の状態も非常にこう厳しいところが襲

っておりますので、そのあたりも十分考慮されて対応に当たっていただきたいといいますか、事業に当たっていただきたいと。要望にとどめておきたいと思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 橋梁長寿命化修繕についてお聞かせください。次長の御説明では橋の数が390というお話だったと思うんですけど、すいません、事前にいただいた資料では389ということになっておりますので、まず、その数字はどちらが正しいのかということと、この修繕事業、毎年行われておりますが、現在の進捗率、それから、現在の状況でいったら、あと何年ぐらいするとこの長寿命化修繕というのが終わるのか、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長（小原聖児君） まず1点目の390橋なのか389橋かということでございますが、正確なほうは389橋でございます。

それと、現在の修繕計画ということでございますが、これは平成25年度に概略目視点検ということで、市道にかかる15メートル以上の橋梁129橋、それと重要度の高い7メートルから15メートルの橋梁ということで、これが329橋、合わせて458橋に対しまして、平成25年度に修繕計画を作成しております。その中で、現在修繕が必要な橋梁数が45橋ということでございます。それを平成27年度から順次やってきておりまして、令和元年度までで14橋の修繕を完了しています。パーセントにしますと31%ということでございます。令和2年度の予定としましては、12橋の修繕を行うということで、これが完了しますと58%ということになります。

その後ですね、平成26年度に道路法が改正されまして、橋長が2メートル以上の橋梁ということで、これを5年間に1回は定期点検を行いなさいということになっておりまして、その

橋梁数が1869橋となっております。今後はこの1869橋に対しまして修繕計画を策定して、それに応じて年度ごとの対応をしてまいりたいと考えております。ただ、完了年度につきましては、現在のところ不明ということでございます。

以上で回答とさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） 必要性については理解をしたいというふうに思います。財政的に非常に厳しい中ではあると思いますけれども、財政当局としっかり交渉していただいでですね、予算の確保に取り組んでいただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

この点については終わります。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。ないようですね。（「あ、少々お待ちください。」と呼ぶ者あり）

○委員（福嶋安徳君） 景観形成支援の事業について、今重点地区を指定してあるというけど、大体何カ所ぐらいですか。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設政策課の西でございます。よろしくお願いします。

今の質問についてお答えをいたします。景観重点地区、まだ指定というところまでは行っておりませんで、一応景観計画の中では候補というふうに挙げております。まだいろんな調査等ですね、あと住民の皆さんたちとの話し合い等ですね、合意形成がとれたら指定ということになるんですが、今のところ景観計画では候補ということに位置づけておりまして、その候補が4カ所ございます。

以上でございます。

○委員（福嶋安徳君） 景観形成にするというのが、これは建物とか土地からの流れで見て、この環境の条件とかそういうのを含めた中での今のあれになつとですかね。景観形成という形

になつとですかね。歴史的なところと、そういうのも含めた状況なんですかね。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） まず、景観支援ということですね、景観に関しましてはですね、あくまでも環境という部分というよりはですね、景色とかですね、風景、建物も含めたところでのですね、そういうものを統一感を持ってとかですね、そういうふうなものですね、皆さんで取り組んでいきたいと思います。ということで、直接的に市のほうからですね、建て替えの費用とかですね、そういうのをお渡しするとかですね、そういうものではないのかなど。そういうのをですね、されるときにですね、大きな建物につきましては、色であったりとかですね、そういう周辺の景観に配慮したものであるか、というのをちょっと調査させていただいて指導をするとかですね、そういうものが主な業務になるのかなと思っております。

それと、先ほどおっしゃったところは多分重点地区についてだと思うんですが、確かに歴史的で八代の中で重要な観光の施設であるというようなもの、例えば、妙見宮であったり周辺であったりとかですね、そういうところもあるんですが、それか観光地で人いっぱい来るようなところ、日奈久温泉、日奈久であったりとかですね。中心地で行きますと本町、こういう商店街もですね、統一した景観でいったら人がですね、集まるんじゃないだろうとかですね、そういうところを考えながら重点地区というのをですね、候補を定めております。それを指定に向けてですね、今からいろんな調査とかですね、住民さんたちとの話し合いというのを進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） 96ページの八代市土

砂災害危険住宅移転促進事業 300 万円ですけれども、いわゆるレッドゾーンの移転補償なんです、確認ですけれども、大体どれくらいの今レッドゾーンにこうおられる件数とか把握しておられますか。それと、今回のその 300 万を大体どれくらいの対象数を上げておられるのか。それと、補助の額ですね。1 件に対して補助額は大体どれくらいになれるのかちょっと気になるものですから、お願いします。

○土木課長（小原聖児君） ただいまの質問の八代市土砂災害危険住宅移転促進事業でございますが、まず、土砂災害特別警戒区域ということで、レッドゾーンと呼んでおりますけれども、そのレッドゾーン内の家屋の世帯数ですかね。これにつきましては、八代市内で 1191 世帯がございまして、その中で今回移転の申請を出されるという予定の方が今 1 件でございます。

（委員橋本隆一君「1 件」と呼ぶ）

はい。対象経費につきましては、住宅除去費と移転経費、住宅建設購入費等で、補助の上限額が 300 万円となっております。

以上でございます。

○委員（橋本隆一君） はい、ありがとうございますでした。

すいません、何遍も。確認ですが、その 300 万で、実際にその方がどれくらいの割合になるわけですかね。移転する割合ちゅうか。300 万で足りないと思うんですけども、例えば、1000 万ぐらいかかると。そのうちの 300 万ぐらい補助できるんですよという割合なのか、どれくらいの割合の補助率なのか、ちょっとお聞きできればと思います。

○土木課長（小原聖児君） 比率ではございまして、そのトータルに対して上限が 300 万円までということでございます。

○委員（橋本隆一君） あー、上限がですね。

すいません、私が聞きそびれてました。理解できました。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 別冊のほうで 16 ページの市内一円道路改良事業の関係ですけれども、これの 5 番目の一番上の上片町宮地 4 号線、それと宮地町 4 号線というの、無電柱化特別設計というのがございます。これについて、現在、八代神社周辺の道路整備ということで、もう既に地域の方、住民説明会等あってるんですが、ここは市道部分かと思えますけど、これも整備事業の一環というふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○土木課長（小原聖児君） 今、委員御質問のとおり、これは妙見町のところの関連する隣接する路線ということで、一応、今地元さんとの協議を進めておりますが、その結果を踏まえて、反映できるのは反映させていきたいと考えておるところでございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。はい。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 八代港県営事業負担金事業で、こちらのほうの進捗率っていうんですかね、事業費に対する進捗をお聞きしたいというふうに思います。

○審議員兼国際港湾振興課長補佐（泉 宜孝君） 皆さん、こんにちは。国際港湾課、泉でございます。

八代港県営事業負担金の進捗率ということで、すけれども、各事業においていろいろ設定されておりますので、その分については 1 つ 1 つはちょっと把握はしてありませんが、今回のクルーズ客船の整備につきましては、今年度で完成ということで聞いております。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいかな。

○委員（大倉裕一君） 今即答はできないということみたいですので、後ほどお尋ねをしたい

と思っておりますが、改めて委員会外でお聞きしたいというふうに思いますので、答えの準備をお願いしておきたいと思います。

○委員長（増田一喜君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） 南部幹線についてお聞かせください。今回については、県の区間についての負担金という御説明であったかと思うんですけども、県の区間、どういった現在状況なのか。見通しがついている状況として、どういったところが見通しがついているのかですね。なかなかこう城南鉄工所さんから橋を架けるところが進んでいないようなお話も心配されるようなですね、市民の声も聞くもんですから、どういった状況なのかということも含めてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○都市整備課長（一美晋策君） 南部幹線の現在の状況についてということでのお問い合わせでございます。委員おっしゃられましたように、現在、熊本県のほうでは、ゆめタウンの城南鉄工所さんのほうから川を渡りましてですね、市の既に完了済みの区間のところまでを県工事の工区ということで取り組んでおられるところでございます。

現在、用地補償等を事業をやっておられますが、一応その1工区の令和元年度末での事業費換算での進捗率として、10.8%になっているということでお聞きしております。

言われました詳細、補償、用地買収等々の詳細については、ちょっと確認しないと分からない状況です。一応、事業費全体としては、事業費ベースとして進捗率が10.8%ということでお聞きしているということです。

○委員（大倉裕一君） この程度にとどめますけれども、10.8という数字、ちょっと驚きました。先にですね、八代市が担当されました区間、三中のところから植柳新町ですかね、そちらのほうに橋を架けておられますけれども、この効果を生み出すためにも、やはりこの県区

間の早期完成が望まれる分というふうに思いますので、県のほうにしっかり要望していただきたいというふうに思います。

引き続きよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい。

○委員（大倉裕一君） 西片西宮線についてお聞きかせいただきたいと思います。西片西宮線につきましては、令和3年度までが2工区のですね、区間。すいません、丸尾商店さんのところまでというふうな認識を持っておりますが、現在の進捗、それから、令和3年度の目標というところが達成可能か、見込みも含めてお聞かせください。

○都市整備課長（一美晋策君） 西片西宮線につきまして、2工区の現在の状況でございますが、令和元年度末の事業費換算では、61.4%の進捗となっております。今後の見込みといたしまして、先週末にですね、埋蔵文化財調査の担当課のほうから直近の埋蔵文化財試掘の結果が出たということで、当初、我々のほうとしましては、2工区に入りましてですね、30メートルぐらい南側に行ったところから50メートル区間を当初の埋蔵文化財調査の予定としておりましたが、2工区が一番北側の30メートル、それと、当初予定していたところから60メートル先に行ったところからも、試掘の結果、埋蔵文化財調査が現存するということで、本格的な調査が必要というような回答をいただいております。

当初、来年度並びに今年度補正の部分につきましては、その50メートル区間しか予定をしてなかったもんですから、今後、埋蔵文化財調査、一番最大として区間が350メートルほどありますが、半分ぐらい埋蔵文化財調査が必要になってくるのではないかなというふうなことで思慮しているところでございます。

当然事業費並びに調査期間が必要になってくるといふようなことで、すいません、先週末に

ちょっと伺ったばかりなんで、その対応については、これからですね、関係課を含めて対応させていただきたいと考えておりますが、おっしゃる令和3年度の完成の見込みについては、現状としては厳しいと言わざるを得ないのかなということで考えてるところでございます。

○委員（大倉裕一君） 要望になります、1工区のほうでもですね、埋蔵文化財の発掘調査で思う以上の期間を要したというようなことを認識しております。今の御説明をお聞きしましても、埋蔵文化財が発掘されたということで、当初の予定からすると長めの事業完了というような形になるんだろうということですので、地域の方々、関係者の方々にはまたしっかり御説明をしていただきながらですね、理解を得ていただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 公園維持管理事業で、八代城跡、お堀の浄化剤。お堀の水質を改善されるのでしょうか。どういった経緯からこの取組に至ったのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○都市整備課長（一美晋策君） お堀の浄化事業について御説明をさせていただきます。

八代城跡のお堀については、球磨川より水を引きましてですね、お堀の水を回させていただいてるような状況ですが、夏場にいわゆるアオコと言われるものが発生してですね、若干こう、臭い等の発生もあるということで、住民の方から臭いというふうなお話もあったんで、数年前からですね、特に夏場のそういったアオコが発生する時期に、そういったものを抑える浄化剤を散布したり、水の中に漬け込んで、それを循環させるというような事業をやらさせていただいてるところで、ちょっとこう気温等々の条件さまざまありますが、かなり軽減できてきたのかなということで判断してるところでございます。

す。

○委員（大倉裕一君） これまでやった効果として、軽減ができたというふうな評価もいただきましたけれども、やはり私思うには、水を1回抜いてしまっただけですね、抜本的に清掃するというか、そういったことも必要ではないかというふうに思っておりますが、その辺りはどのような評価をされておりますでしょうか。

○都市整備課長（一美晋策君） 御意見にありました水を抜くということは、かなりヘドロ等の除去というふうなことも発生しましてですね、事業費がかなり莫大になるというところで、現状としては、その考えには至ってないというのが現状でございます。

○委員（大倉裕一君） トータルで76万6000円という税金を使われているわけですね。抜本的に改修をしたほうがいいのか、それとも、今やっておられるこの76万6000円という費用を毎年支出していったほうがいいのか、その辺りはしっかりまた御検討をお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 当初予算ですので、すいません、公営住宅施設整備事業にですね、説明をいただいた中で、政策空き家解体という御説明があったというふうに受け止めました。この政策空き家という表現について、どういったものになるのでしょうか。

○理事兼建築住宅課長（下村孝志君） 市営住宅に関しましては、長寿命化計画の中で、廃止目的として9団地挙げております。目的としては団地自体の廃止ということで、現在あります29団地のうちの9つの団地に関しまして、政策的にこの団地を廃止していくという目的のもと、政策空き家ということで区分しております。

○委員（福嶋安徳君） 港湾整備のほうでお伺いいたします。この鏡港のしゅんせつですけれども、今までも年度ですと何遍となくしゅん

せつについてはやっただいてるんですが、この港湾のしゅんせつについて、かなりですね、しゅんせつされる業者の方がヘドロを残したままいいところだけ持っていくという、そういった仕事内容があって、また再度しゅんせつしなきゃいけないというようなことになってきているんですが、これいろんな貝類にしても魚にしても、そういったものが港については大分いろんな弊害が出ているところがあります。そういったところはこういった形でしゅんせつについてはやっておられるんですかね。

○土木課長（小原聖児君） 今のしゅんせつの状況についてでございますけども、着工前に堆積移動というか、その分の高さを当たりまして、しゅんせつ工事を行った後に、またその高さを確認すると。その差がしゅんせつした分ということで、土量の管理はそういう形でやっております。検査のほうも一緒でございます。

○委員（福島安徳君） 現状そのまま見ればですね、固まった泥で排除するという形になりますけれども、ヘドロの部分、何ちゅうか、水で洗うという姿になって、ヘドロが残るわけですよ。そういったしゅんせつのやり方だと、何度もしたって一緒なんですね。しかもや、魚介類に関しては、そのヘドロがずっと流れていって、大事な貝が育つというところをですね、埋めてしまう。そういった流れがあるものですから、どんどんどんどん漁場が悪くなっていくという、そんな状況に今までがなってきたわけですね。そういったですね、しゅんせつのやり方をもう少し業者の方々に、やはりきちっとした体制の下でこのしゅんせつをしていただくというのが必要だろうと思うんですが、そういったところはいかがなんでしょうか。

○委員長（増田一喜君） 要するに、取ったといってもヘドロがまた元に返ってきて、それが今度、海底を埋めて貝に影響するというような質問なんだけど、そこら辺りは確認できて

るんですかね。

○土木課長（小原聖児君） ああ、すいません。御質問の意図は分かりましたんですけども、実際の管理としては、そういった管理しかできないのかな。確かに潮の干満とか何かの影響もあってですね、またなるということは考えられますけども、今までのあれではそういったことでしか、今のところは方法はないのかな。管理する方法としてですね。と考えております。

○委員（福島安徳君） 今までですね、そういったしゅんせつをする、除却するその時間帯に調査をしないと、なかなかそういった本当の仕事内容が分からんわけですよ。一旦すくって、それを水に浸してやれば、ヘドロはどんどんどんどん流れていくわけですから。それで、そういった流れがないような姿で除却するという、しゅんせつするというような方法でいかないと、もうするたびにヘドロがずっと流れていくわけですよ。そういったところをきちっと見て、やはり業者の方にそういった注文づけをしていかなきゃいかんとだろうというふうに思っております。そういったヘドロが、実際貝類がとれるところまでずっと、ヘドロがずっと流れていくわけですよ。干満のときに。そういったしゅんせつのやり方をしっかりしていただきたいというふうに、ここはもう注文づけしておきます。

○委員長（増田一喜君） ということで、しゅんせつのやり方をちょっと確認していただければということでございますので、よろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようですね。ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（高山正夫君） 先ほどの西片西宮線で文化財が出たということでですね、私決して文

化財発掘を軽んじるわけじゃないんですけども、現状、道路がですね、ちょうど村上市議会議員のところでまず広がる。ちょうど砂時計と一緒にですね、あそこから国道3号のほうの抜け道をですね、かなりもう学習されております、皆さん、ドライバーの方がですね。そのような中で、その狭いところが非常に、先ほど丸尾商店というのが出ましたけども、その四つ角なんかはもう三すくみになってですね、動かないとか、それとか、ちょうどあそこもバンビ保育園というのがありまして、なかなか混雑しております。

その時期道路を広げるっていうふうな話もよく要望が出るんですけども、いやいやいや、もう将来的には西片西宮線ができるんだからということを考えますとですね、やはりもう早めですね、工事を進めていただきたいというのが住民の本音です。文化財のほうもですね、もう早めに調査いただいてですね、そういったところをですね、調整のほうよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 次長のほうから説明をされる中で、地域要望に対する進捗率の御説明をいただきました。全体で996件中171カ所。995件ですかね、失礼しました。の中で171カ所、進捗率17%というような御説明だったかと思いますが、担当課のほうでも努力をされてのことだとは思いますが、やはり一番身近なですね、社会資本というところでは、こういった地域要望での整備を急いでほしいというような声をよく耳にしますし、そういった思いが強いものというふうに認識しております。財政的に厳しいところもあるかと思いますが、こちらのほうの予算化ということもですね、しっかり取り組んでいただきたいというふうに意見として申し上げたいと思います。

それから、さまざまな補助事業が展開をされております。この補助事業について、利用される方、私も中身を見てみましたが、やはり税金を使うということから、やむを得ない申請書の数というふうになってるのかなというふうには思いますけれども、できるだけ簡素化していただいて、利用しやすい補助制度というところにもですね、取組を進めていただきたいというふうに意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（北園武広君） 景観形成の支援事業で、先ほど福嶋委員からの質問の内容で、大体景観の重点地区の形成の策定業務の内容というのは分かったんですけども、候補地で4カ所挙がるとるかと思うんですけども、策定に向けて説明会など、地域住民の方との説明会を開催するというのも業務の中に入っとったかと思うんですけども、日奈久地区におきましては、観光振興課の和のまち並み空間整備事業で、2年、3年ほど補助事業で町並みの景観づくりということで、地域の人たちとの話し合いというのはもうなされておるわけなんですよ。その中で、やっぱりこう意見の相違とかがかなりあって、なかなかこう取りまとめに苦慮した経験がございます。ですんで、この事業を進めていかれる中で、観光振興課のほうと情報の共有を図っていただいて、そして、連携してですね、事業を進めていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で、第7款・土木費及び第10款・災害復旧費についてを終了します。

小会いたします。

(午前 11 時 53 分 小会)

(午前 11 時 53 分 本会)

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、午前中の審議は第 7 款・土木費及び第 10 款・災害復旧費までとして、午後 1 時まで休憩いたします。

(午前 11 時 54 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 開議)

○委員長（増田一喜君） 休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

次に、歳出の第 4 款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（桑原真澄君） こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部、桑原でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第 5 号・令和 2 年度八代市一般会計予算のうち、当委員会所管の衛生費中、市民環境部が所管いたします当初予算について、総括及び方針の一端を述べさせていただきます。

着座にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○市民環境部長（桑原真澄君） それでは、予算書の 16 ページをお願いいたします。

款 4・衛生費でございます。衛生費欄には健康福祉部所管分と市民環境部所管分を含めた予算額が記載されております。

款 4・衛生費の令和 2 年度予算額は 38 億 6323 万 2000 円で、うち市民環境部関係は 20 億 4451 万 6000 円、52.9%でございます。

平成 31 年度予算額は 36 億 6186 万 4000 円で、うち市民環境部関係は 19 億 9405 万 9000 円——54.5%でございますが、となっており、増減額は全体で 2 億 136 万 8

000 円、約 5.5%の増、うち市民環境部関係は 5045 万 7000 円、約 2.5%の増となっております。

増額の主な要因でございますが、労務単価の上昇によるごみ収集の業務委託費の増、物価変動に伴うごみ処理施設管理運営事業経費の増などが主な理由でございます。

次に、令和 2 年度の環境施策に関する主な取組として 4 点ほど説明をさせていただきます。

1 点目、環境関連施設についてでございます。

斎場、衛生処理センターなど市民環境部が所管します施設は、老朽化したものが多く、各施設の安全性や処理機能を維持するための対応を重点的に進めながら、市民への安定的なサービス提供が維持できるよう努めてまいります。

斎場につきましては、昭和 55 年に供用開始し、39 年を経過していることから、平成 27 年度に策定しました斎場延命化構想に基づき、必要に応じた建築物等の補修を行い、火葬炉耐火材等の補修や関連機器等を交換し、今後 11 年程度は施設の延命化を図っていくこととしております。

一方、将来的に安定して安全に斎場機能を維持するためには、施設全体の更新が必要でありますことから、延命化対策と同時並行で新斎場整備の検討を行ってまいります。

衛生処理センターにつきましては、昭和 35 年の供用開始後、既に 59 年を経過し、特に老朽化が著しいことから、適切に施設の維持管理を行いながら、できるだけ早く新施設を整備できるよう、引き続き検討を進めてまいります。

2 点目、ごみ減量化対策でございます。

ごみ減量と再資源化への取組につきましては、市報折り込みによる啓発チラシの配布に加え、市ホームページやスマートフォンのごみ分別アプリサービスを活用し、3R や食品ロス削減に関する内容のほか、再資源化のための正しい分別方法等をより多くの方々へ情報発信を行いま

す。

また、引き続き生ごみ堆肥化容器等設置助成金の利用促進を図るとともに、環境センターの施設見学を中心とした環境学習や出前講座、イベント等により、市民の皆様や事業者の方々の一層の御理解を図り、燃えるごみの減量化と再資源化に努めてまいります。

3点目、廃棄物処理対策事業についてでございます。

本市における廃棄物の適正処理に関する施策を講じるため、新たに第5次ごみ問題等対策検討会を設置し、最終処分場に関するもののほか、一般廃棄物処理に関する内容を御審議していただくこととしております。

4点目、環境保全対策についてでございます。

まず、新幹線の騒音・振動問題への対応として、引き続き沿線地域において騒音・振動測定を行い、鉄道騒音等の状況を沿線住民の皆様にお知らせする一方、一部地域において基準超過が確認されておりますことから、関係自治体と連携しながら、鉄道事業者等に対して必要な措置を講じていただくよう要望してまいります。

また、地下水に関しまして、本市は地下水を生活用水のほか農業用水や工業用水として利用しているなど、地下水への依存度が高い地域でございます。そのようなことから、本市の平野部において地下水の基本的な性状がどのように変化しているのかを把握するため、来年度、10年に1度のスパンで実施しております地下水中のイオン成分量調査を行うことといたしております。

最後になりますが、環境センター、エコエイトやつしろは、平成30年10月の本格稼働以降、安定したごみ処理ができております。また、施設見学には年間約3000名の皆様に御来場いただいたほか、緑地広場も家族連れなど多くの皆様に御利用いただいております。引き続き施設の安定稼働に努めながら、ごみの適正処理

はもとより、環境学習の拠点として、より多くの市民の皆様に御利用していただけるよう努めてまいります。

以上でございますが、今後も市議会を初め市民の皆様のお意見をお聞きしながら、改善すべきところは改善し、環境に優しいまちづくりを目指し、事業の着実な遂行に努めてまいります。

なお、各事業の内容につきましては、担当の稲本次長から説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○市民環境部次長（稲本俊一君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部の稲本でございます。よろしくお願いいたします。

座らせていただきまして説明をいたします。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（稲本俊一君） それでは、議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算中、本委員会に付託されました第4款・衛生費のうち、市民環境部が所管します歳出予算について説明させていただきます。

令和2年度当初予算の総括につきましては、先ほど桑原部長が説明をいたしましたので、私からは予算書の目ごとに順次説明させていただきます。

それでは、早速、予算書78ページをお開きください。

中段になりますが、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費でございます。予算額は5976万7000円で、前年度より2954万1000円の減額となっております。これは、令和2年度に予定しておりました修繕工事を令和元年度の修繕料の執行残で前倒し施工ができたことが主な理由でございます。

まず、斎場管理費の事業概要について、右側の説明欄を御覧ください。

斎場管理運営事業及び斎場施設整備事業ですが、松崎町にあります当該施設は、昭和55年

の供用開始後３９年を経過しておりますことから、安全面・衛生面に配慮した適切な管理運営に必要な費用を計上しております。

また、施設の老朽化対策として定期的な改修を実施し、炉などの緊急停止等が起こらないよう施設整備を行うものでございます。

生活環境事務組合負担金事業（火葬場）は、東陽町にあります生活環境事務組合斎場の維持管理に充てる本市負担金と、本市及び氷川町の住民が市斎場と生活環境事務組合斎場を同額とともに利用できるよう協定を結んでいる斎場相互利用負担金を計上しております。

次に、節ごとに内容を説明しますが、主に金額が多いものについて述べさせていただきます。

節１０・需用費５４０万８０００円は、市斎場延命化構想に基づき実施します炉内台車の修繕費３０８万円、電気料等の光熱水費２２２万円が主なものでございます。

節１２・委託料２９０万６０００円は、市斎場の運転管理業務委託費２７８万３０００円、火葬設備等保守点検業務委託費４９万５０００円が主なものでございます。

節１８・負担金補助及び交付金２５２万４６０００円は、生活環境事務組合斎場への維持管理負担金２２９万８０００円、斎場相互利用協定に基づき生活環境事務組合斎場を利用した場合に生じる市負担金２２万５８００円でございます。

次に、特定財源の御説明をいたします。

その他の特定財源８７万９４００円は、市斎場使用料８５５万円、氷川町からの斎場相互利用負担金１９万１０００円が主なものでございます。

次に、その下、目４・狂犬病対策費でございます。予算額は５９万５８００円で、前年度より１６万４８００円の増額となっております。これは、狂犬病予防集合注射の業務委託費を計上したことが主な理由でございます。

狂犬病予防対策事業は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射事務に要する費用でございます。

節１・報酬１３０万１０００円、節３・職員手当等１２万７０００円、節４・共済費２５万円は、会計年度任用職員１名を雇用する経費でございます。

節１１・役務費８４万円は、狂犬病予防注射通知に要する郵便料８４万円の通信運搬費でございます。

節１２・委託料２６万９８００円は、犬の飼い主が行うこととなっている犬の登録及び狂犬病予防注射に関する諸手続を極力簡素化できるよう獣医師会に事務委託する経費１０万８０００円、毎年４月に実施しております狂犬病予防集合注射の業務委託費１６８万円でございます。

その他特定財源５４万６０００円は、犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料収入３万２千６００円、集合注射において飼い主から徴収する注射料１６８万円でございます。

続きまして、７９ページをお開きください。

項２・生活環境費、目１・生活環境総務費でございます。予算額は２億７８０万５千２００円で、前年度より３億９千２３万３千円の減額となっております。これは、職員減に伴う給料等の減額が主な理由でございます。

生活環境総務費は、職員２９名分の人件費、建設部が予算執行をいたします小型合併処理浄化槽設置整備事業、特別会計繰出金事業（浄化槽）に要する経費でございます。

節２・給料から節４・共済費までは職員２９名分の人件費でございます。

節１８・負担金補助及び交付金６０万４千円は、小型合併処理浄化槽１５３基分の設置補助金が主なものでございます。

節２７・繰出金１億８千７８万６千円は、八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰

出金でございます。

なお、特定財源3971万6000円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に伴います国・県からの補助金でございます。

次に、目2・環境保全対策費でございます。予算額は2150万6000円で、前年度より650万3000円の増額となっております。これは、地下水中のイオン成分量調査に係る費用を計上したことが主な理由でございます。

環境保全対策費では、自然環境の状況に応じた対策を行う自然環境保全推進事業、環境保全行動の促進を目的とした自然観察会や出前講座等を実施する環境学習推進事業、環境パートナーシップ会議と連携を図り、環境基本計画に掲げる事業の推進や進行管理、環境保全活動に関する実践的取組を進める環境パートナーシップ推進事業、公害の未然防止と環境負荷の低減に向けた施策を推進し、九州新幹線鉄道騒音・振動調査や悪臭調査等を行う環境保全対策事業、日常生活や経済活動を支える恵まれた地下水を保全し、継続的な利用を図るため、地下水中のイオン成分量調査や地下水有害物質モニタリング調査等を行う地下水保全対策事業、地球温暖化問題への対応として、各家庭における再生可能エネルギーの普及や温室効果ガスの排出量削減を図るため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池の設置補助等を行う地球温暖化対策推進事業を実施するものでございます。

節1・報酬98万6000円は、環境審議会委員10名分の報酬及び4カ月間雇用する会計年度任用職員2名分の報酬でございます。

節7・報償費27万5000円は、環境パートナーシップ会議委員への謝礼が主なものでございます。

節12・委託料956万8000円は、地下水中のイオン成分量調査分析業務委託522万8000円、九州新幹線鉄道騒音・振動調査業務委託173万8000円、自動車騒音常時監

視業務委託88万円、悪臭物質分析業務委託67万4000円が主なものでございます。

節18・負担金補助及び交付金954万6000円は、住宅用太陽光発電システム等設置補助金として、太陽光発電システム及び蓄電池設置、計140基分の補助金930万円が主なものでございます。

なお、特定財源は、騒音規制及び地下水採取に伴う届け出事務等に対する県支出金が31万7000円、その他特定財源として、ふるさと八代元気づくり応援基金からの繰入金663万2000円でございます。

続きまして、下段の目3・廃棄物対策費でございます。予算額は2133万6000円で、前年度より269万4000円の増額となっております。これは、環境施設整備事業の委託料の増加や、八代市ごみ問題等対策検討会の設置に係る費用を新たに計上したことが主な理由でございます。

廃棄物対策費では、市内から排出される一般廃棄物の減量化対策を図るために、生ごみ堆肥化容器等設置助成やごみ減量化啓発チラシの作成、環境学習の実施、エコエイト環境フェスタを開催するごみ減量化対策事業、敷川内環境保全用地の継続的な維持管理を行う敷川内環境保全対策事業、八代市ごみ問題等対策検討会議の開催や不法投棄監視指導員によるパトロールを行い、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全を図る廃棄物処理対策事業、し尿処理施設、斎場及び最終処分場の整備に向けた検討を行う環境施設整備事業を実施するものでございます。

節1・報酬308万5000円及び節4・共済費61万円は、不法投棄や野焼き防止のパトロールを行う不法投棄監視指導員2名の雇用に要する経費でございます。

節7・報償費91万1000円は、八代市ごみ問題等対策検討会委員の報償費70万8000円や、環境学習講師の報償費20万3000

円でございます。

節10・需用費194万2000円は、ごみ減量化対策として作成する啓発チラシの印刷製本費111万1000円のほか、消耗品費29万6000円、公用車の燃料費36万3000円が主なものでございます。

節11・役務費57万円は、ごみ減量啓発チラシ等の市報への折り込み手数料27万3000円のほか、不法投棄物の処理に係る手数料10万円や、不法投棄警告看板の作成手数料12万1000円が主なものでございます。

80ページをお開きください。

節12・委託料108万3000円は、し尿処理施設の整備に当たり、交付金等の申請に必要な資料作成を目的とした調査業務委託770万円のほか、敷川内環境保全用地の維持管理委託経費207万8000円、二見、昭和、坂本地区の民間最終処分場周辺における環境調査に要する委託経費76万6000円が主なものでございます。

節18・負担金補助及び交付金170万円は、一般家庭から排出される生ごみ減量化を図るため、コンポスト式生ごみ堆肥化容器60基分と電気式生ごみ処理機50機分の購入者に対する助成金でございます。

特定財源の国県支出金33万7000円は、熊本県産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金でございます。

また、その他特定財源207万8000円は、敷川内環境保全用地維持管理基金からの繰入金及び基金利子でございます。

続きまして、中段の目4・環境衛生費でございます。予算額は579万1000円で、前年度より35万4000円の増額となっております。これは、ボランティア清掃活動専用袋の作成費の増額が主な理由でございます。

環境衛生費では、感染症のおそれのある衛生害虫の駆除等を行う衛生害虫駆除事業、環境美

化への意識の高揚を図り、良好な生活環境の確保に努める環境美化推進事業、市営墓園3カ所の維持管理を行う墓地関係事業を実施するものでございます。

節1・報酬130万1000円、節3・職員手当等12万7000円、節4・共済費25万円は、会計年度任用職員1名を雇用する経費でございます。

節10・需用費201万8000円は、衛生害虫の駆除に使用します薬剤等の消耗品費56万8000円、ボランティア活動袋等の印刷製本費74万6000円、消毒機械等の点検整備に伴う修繕料37万3000円が主なものでございます。

節12・委託料149万4000円は、排水路等の害虫駆除委託65万円、市営上片墓園、鏡墓地公苑、東陽墓地公苑3カ所の清掃業務委託77万6000円が主なものでございます。

その他特定財源133万7000円は、市営墓園3カ所の管理収入でございます。

次に、目5・塵芥処理費でございます。予算額は13億5225万7000円で、前年度より1億371万1000円の増額となっております。これは、主に環境センターの管理運営及び施設整備等に係る増額と、可燃物・資源物収集運搬業務に係る増額が主な理由でございます。

塵芥処理費では、環境センターの管理運営及び施設整備を行うごみ処理施設管理運営事業及びごみ処理施設整備事業、閉鎖した清掃センター及び市内3カ所の最終処分場の維持管理を行う塵芥施設維持管理事業、各家庭から排出される可燃物、資源物の収集運搬・分別を行うごみ収集管理事業及び分別収集事業、ごみの減量化と樹木剪定くずの資源化を図る樹木、剪定屑リサイクル事業、生活環境事務組合クリーンセンターの最終処分場等の管理や事務に係る共通的な経費を負担する生活環境事務組合負担金事業（じん芥）、千丁支所管内における平成29年、

平成30年の一般廃棄物収集運搬業務委託に対しての損害賠償を求める訴訟に関する一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業を実施するものでございます。

節1・報酬443万9000円は、施設管理業務における一部を担当する会計年度任用職員1名、施設運営に当たっての事務補助員である会計年度任用職員2名、計3名の報酬でございます。

節2・給料から節4・共済費までは職員9名の人件費が主なものでございます。

節10・需用費2860万8000円は、分別収集容器等購入費350万円、ごみ収集車両等の燃料費300万6000円、清掃センター及び最終処分場の光熱費95万5000円、環境センターや閉鎖した清掃センター及び最終処分場の施設設備修繕や、公用車整備点検などの修繕費1947万3000円が主なものでございます。

節11・役務費1220万7000円は、有料ごみ指定袋を販売していただいている小売店等への販売手数料1122万円が主なものでございます。

節12・委託料11億6668万7000円は、環境センター（エネルギー回収推進施設）の運営委託2億1767万9000円、環境センター（マテリアルリサイクル推進施設）の運営委託1億9954万3000円、環境センター（エネルギー回収推進施設）から排出されます焼却灰の運搬及び資源化委託1億4632万2000円、環境センター（マテリアルリサイクル推進施設）から排出されます資源物等の運搬及び処理委託2158万5000円、可燃物及び資源物収集運搬業務委託4億6508万7000円、有料ごみ指定袋作製業務委託5866万3000円、有料ごみ指定袋の販売代金収納業務委託1683万円が主なものでございます。

81ページになりますが、節14・工事請負費1274万円は、南平和町にあります八代市最終処分場浸出水処理施設解体工事1088万1000円、環境センター緑地エリア日よけ新設工事185万9000円でございます。

節18・負担金補助及び交付金5627万6000円は、生活環境事務組合クリーンセンターの最終処分場等の管理や事務に係る共通的な経費に対しての本市負担金5593万8000円が主なものでございます。

なお、特定財源の地方債1190万円は、最終処分場解体事業での八代市最終処分場浸出水処理施設解体工事及び設計業務に伴います公共施設等適正管理推進事業債でございます。

その他の特定財源3億8510万5000円は、搬入ごみ処理手数料収入1億4220万7000円、有料指定袋処理手数料収入2億850万円、再資源化物販売代金納付金2419万8000円、環境センター施設使用料479万2000円、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金185万9000円が主なものでございます。

最後になりますが、下段の目6・し尿処理費でございます。予算額は2億9984万9000円で、前年度より432万1000円の増額となっております。これは、浄化槽汚泥処理施設の経年劣化に伴う点検整備委託の増額が主な理由でございます。

し尿処理費では、くみ取りし尿を郡築12番町の衛生処理センターで処理するための経費である、し尿処理施設管理運営事業及びし尿処理施設整備事業、合併処理浄化槽などの汚泥を新港町3丁目にある浄化槽汚泥処理施設で処理するための経費である浄化槽汚泥処理施設管理運営事業、浄化槽汚泥処理施設整備事業、生活環境事務組合衛生センターの維持管理に要する経費を負担するための生活環境事務組合負担金事業（し尿）を実施するものでございます。

節2・給料から節4・共済費までは職員3名分の人件費でございます。

節10・需用費4107万4000円は、工業用薬品購入等の消耗品費594万2000円、衛生処理センターの水道料や電気料、浄化槽汚泥処理施設の下水道使用料、水道料及び電気料など両施設の光熱水費3091万円、公用車の車検や点検整備等の修繕料345万4000円が主なものでございます。

節12・委託料1億5563万7000円は、衛生処理センターの運転管理業務委託3063万5000円、浄化槽汚泥処理施設の運転管理業務委託3511万2000円、衛生処理センターでの発生汚泥を含めて処理する浄化槽汚泥処理施設脱水汚泥収集運搬処理業務委託4145万7000円が主なものでございます。

節18・負担金補助及び交付金8188万7000円は、鏡町にあります生活環境事務組合衛生センターの管理運営に係る本市負担金8172万9000円が主なものでございます。

その他特定財源2000円は、一般廃棄物処理業等許可手数料収入でございます。

以上をもちまして、款4・衛生費中、市民環境部関係分の説明を終わります。

1つ訂正よろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい。

○市民環境部次長（稲本俊一君） 先ほどのですね、し尿処理費のところ、節2のところを節12というふうにちょっと読んでしまいましたので、訂正して申し上げます。節2・給料からというようなところでございます。

以上をもちまして、款4・衛生費中、市民環境部関係分の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（大倉裕一君） ごみ処理関係ですね、

議案の説明会でいただきました資料によりますと、一部包括委託ということで、市が委託業者さんに貸与している車両の維持管理経費を委託料に包括しますということで説明が書いてあるんですけれども、これまでとどういうふうになるのかということを御説明いただきたいと思います。

○理事兼環境センター管理課長（山口敏朗君） こんにちは。環境センター管理課の山口でございます。よろしくお願いいたします。

収集業務委託の中で包括委託という部分になりますのは、市が所有してる車両を今八代管内におきましては貸与する形で業務委託を行っております。その業務委託の中に、車両の管理——修繕料でありますとか車検料でありますとか、あと燃料費、こういったものを委託料に含めまして、全て車両にかかわる経費を委託に入れまして包括管理をしていただくというところでございます。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 今までとどう変わるのかということがなかったんですけど、今まではそれがしてなかったという話で受け止めさせていただきますけれども、全てのこの仕事に携わられる方が公平になってますかね。

○理事兼環境センター管理課長（山口敏朗君） 申し訳ございません。全ての携わる者というお話は、確認ですけれども、今、旧八代管内から千丁、鏡、東陽、泉、坂本まで、業務委託を行ってる部分まで含めてっていうことでよろしいでしょうか。（委員大倉裕一君「はい」と呼ぶ）

今まで旧八代市の部分に当たりましては、市が所有して車両を持っておりますことから、今まで車両を貸与するという形で業務委託を行っておりました。旧郡——千丁、鏡、東陽、泉、坂本につきましては、業者が車両を持ってるこ

とってということでの業務委託になっております。その相違点はあるかと思いますが、できるだけそれに近づけていきたいというところで、今回車両の管理というものを業務委託の中に含めさせていただいたところでございます。

○委員（大倉裕一君） 恐らく特措法ですかね、の関係からだと思うんですけども、財産としては市の財産ということで変わらないんですよね。そこを確認させてもらっていいですか。

○理事兼環境センター管理課長（山口敏朗君） 旧八代管内の車両につきましては、財産的には市の財産だということでございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 今年度の予算についてはもうやむを得ないとは思ってますけれども、考え方としては、市の財産ではなくて、委託をされているところに、もう財産を処分すべきだというふうに思っています。そうすることで、先ほど言いました八代管内の委託業者さん、それから、合併をした町村を収集されているところの委託業者さんが公平な立場になるというふうに思っています。昨年の決算の中で課題として挙げられていたものをこのように整理されたんだろうというふうに思いますが、まだなお課題という部分が残っているというふうに私は思っておりますが、その点については、担当課としてはどのように思っているのでしょうか。

○理事兼環境センター管理課長（山口敏朗君） 担当課といたしましては、将来はやはり全て車両を持てるところでっていうことに移行させていくことが理想かと考えております。ただ、それにつきましては、まだこれからいろいろと検討していかなければならない部分もございますので、すぐすぐということとはなかなか実現しがたいところもあるかと思いますが、そちらに向けて今後も検討を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） そうですね、旧郡部のほうを収集されているところの委託業者さんについては、自分で購入をしてくれというようなことになっておりますので、そういったところのバランスという部分はですね、たとえ——特措法だったと思うんですけど、そういうものがあつたとしても、公平なですね、行政運営を行っていただくように要望しておきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） 要望ですね。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、資源ごみの回収についてなんですけども、回覧で——町内の回覧ですけれども、プラスチック系の収集を変更しますという回覧が回っておりましたが、なぜ資源の出し方が変わるのか、委員会への説明もなかったことから理解ができておりませんが、その点についてはどのような取扱いで変更されるのか御説明をお願いします。

○理事兼環境センター管理課長（山口敏朗君） 資源物のプラスチックの取扱いにつきまして、今回変更させていただきましたことにつきましては、委員会のほうにさきに説明せずにチラシを配りましたことにつきましては、申し訳ございませんでした。

今回扱いを変えさせていただきましたのは、プラスチックの受け先、これが当初始めたときには、国内でも相当利用があつたんですけども、そのうち海外、こちらのほうが流通がストップしたというところで、国内での処理も難しくなってきたと。

ただ、現在、プラスチック類ということで回収を始めた種類につきましては回収させていただくんですけども、中にはどうしても焼却処分をしなければならぬ部分が出てきてしまったというところがございます。それについまし

て今回チラシを配らせていただいて、やむを得ず焼却する分もあります。

その中で、中で手選別を行ってますので、その辺りの作業軽減を図るために、こういったものについては燃えるごみとして扱っていただきたいということで、市民の皆さんに協力をお願いしたところでございます。

どうしても海外へのプラスチックが、流通が滞っておりますというよりも、もうストップしておりますので、なかなか国内で処理ができない部分につきましては、どうしても焼却処理をせざるを得ないものが出てきたというところで御理解をいただきたいと思います。

○委員（大倉裕一君） 今のようにですね、きちんと説明をいただければ、我々も反対はしません。理解したいと思っていろんな取組をするわけでありまして、やはり委員会、議会のほうもですね、市民の代表として皆さん出てきていらっしゃるわけですから、きちんと説明をですね、していただきたいというふうに、ここは部長のほうにしっかりお願いをしておきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 環境施設整備事業の中で、広域化でこの事業を進めるということにしてありますが、この広域ちゅうとはどういった形で取組なされる。これは新規の事業になるわけですが、どういった内容になりますか。

○環境課長補佐兼環境施設整備推進室長（藤澤智博君） 環境施設整備推進室の藤澤と申します。よろしく願いいたします。

私どものほうで今考えておりますのは、し尿処理関係で似たような施設が幾つかありますので、端的に言いますと、例えば、衛生処理センターと、それから下水道関係の施設というのは、同じように汚水処理を執り行います。国のほうから、こういう施設につきましては、今後、統合及び共同化、あるいは広域化を考えていつて

ほしいと。施設のほうを少しずつ整理をしていくというふうな話が来ておりますので、それに伴いまして、今、共同化及び広域化ができないかということの探り、試験的にいろいろなところに話をしながら進めている状況でございます。

○委員（福嶋安徳君） 例えば、し尿を処理する部と下水道の部、それを合体してこの事業を進めると。そういった状況になる。で、解釈でよかったですか。

○環境課長補佐兼環境施設整備推進室長（藤澤智博君） 基本的には同じなんですけれども、事業が一緒になるという考え方よりも、施設のほうを1つにしていこうという考え方で進めていこうと思っております。（委員福嶋安徳君「施設を」と呼ぶ）はい。今、衛生処理センターって郡築十二番にあるのを廃止して、下水処理場のほうで一部。だんだんし尿処理のほうも少なくなってきたので、そういうところで共同化だけしていければなというふうに考えております。要するに、施設自体の効率化というふうな考え方で進めていきたいというふうに考えております。

○委員（福嶋安徳君） 大体分かりました。言わば、し尿のところが取扱いが少ない、減少してきたということで、下水道処理でそういった流れをやっていくという、そういう理解でよろしいですか。それもちょうどよかったですいな。下水処理ででくっとはですね。分かりました。はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。ほかの方ありませんか。

○委員（庄野末藏君） ちょっと2つあつとですけど、ここの子育て世代包括支援センターちゅうのは市内に何カ所ぐらいあって（「ん」と呼ぶ者あり）、利用者はどれぐらいおるやろうか。

○委員長（増田一喜君） 今、今その範囲かな。今、言っていないでしょ。（「子育て支援はな

かる」「一応民生費」と呼ぶ者あり)

○委員(庄野末藏君) 民生費やったな。はい、すいません。

○委員長(増田一喜君) ないですね。ほかにありませんね。ほかの方ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

○委員(大倉裕一君) 先ほど要望のほうでも言いましたけれども、市民とうまく合意形成を図っていただくということも含めてですね、議会のほうにも的確な情報を提供していただきながら運営に当たっていただくようにですね、お願いをしておきたいというふうに思います。

○委員長(増田一喜君) よろしくをお願いいたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないようです。それでは、これより採決いたします。

議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

執行部入れかえのため、小会します。

(午後1時50分 小会)

(午後1時52分 本会)

◎議案第9号・令和2年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

次に、議案第9号・令和2年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算を議題とし、

説明を求めます。

○下水道総務課長(奥村勝己君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 下水道総務課の奥村でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて御説明申し上げます。

○委員長(増田一喜君) どうぞ。

○下水道総務課長(奥村勝己君) それでは、議案第9号・令和2年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の説明の前に、まず八代市農業集落排水処理施設事業の概要につきまして御説明させていただきます。

この事業は、農業集落の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的として、東陽町と泉町の中心部で実施しております。東陽町が平成7年度から11年度まで、泉町が平成4年度から8年度まで事業を行っておりまして、建設事業は完了しており、現在は、施設の維持管理や使用料の徴収などが主な業務となっております。

平成30年度末の東陽町と泉町を合わせました処理区域内人口は1909人、水洗化人口が1602人でございますので、水洗化率は83.9%となっております。

令和元年度は、全体で3世帯の新規接続がありますが、地域全体の人口減少に伴い、農集区域内の水洗化人口も減少している状況でございます。

なお、令和元年度末の水洗化率は、30年度末と同程度を見込んでおります。

このような状況の中で令和2年度予算も引き続き、農業集落の生活環境の向上のための排水処理施設の維持管理費が主なものとなっております。

以上、簡単ですが概要説明を終わります。

続きまして、令和2年度八代市農業集落排水

処理施設事業特別会計予算の内容について御説明いたします。

予算書の97ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、第1条第1項でそれぞれ9545万1000円と定めております。この額は前年度より530万3000円の減額となっております。

第2項・歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、98ページの第1表、歳入歳出予算に記載しております。

第2条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、99ページの第2表、地方債のとおり、資本費平準化債を目的に、1280万円を限度額として、起債の方法を証書借入、または証券発行とし、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、本予算につきまして、101ページからの説明書をもとに主なものを御説明いたします。

おめくりいただきまして、104ページをお願いいたします。

歳入でございます。款1・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・農業集落排水事業費分担金20万円は、新規ます設置者に対して、条例に基づき1世帯当たり10万円を徴収しておりまして、前年度と同様、2件分を予定しております。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・農業集落排水処理施設使用料では、3662万5000円を計上しており、前年度より27万6000円の減となっております。

105ページをお願いいたします。

款3・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金4581万2000円は、農業総務費からの一般会計繰入金で、前年度より222万7000円の減となっております。これは長期債の元利償還額の歳出減が主な要因でございます。

106ページをお願いいたします。款6、項

1・市債、目1・農業集落排水事業債1280万円は、資本費平準化債でございます。120万円の増となっております。資本費平準化債は、使用者の負担を軽減し、かつ世代間の負担の公平を図るため、本事業における負担の一部を後年度に繰り延べるためのものでございます。

款・県支出金、項・県補助金、目・農業集落排水事業費県補助金は、東陽町、泉町にあります2つの排水処理施設の最適整備構想策定業務に係る県補助金で、平成29年度に実施した機能診断調査の結果を踏まえ、施設機能の保全に必要な対策方法、対策時期の計画策定を令和元年度で完了したため、款を廃止するものです。

107ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、項1・農業集落排水処理事業費、目1・農業集落排水事業費4022万5000円は、農業集落排水処理施設の維持管理と普及促進、及び使用料の徴収などに要する経費でございます。

主な内訳は、職員1名分の人件費768万6000円。東陽地区一般事務事業で205万8000円。これは主に維持管理経費でございます。処理場及びマンホールポンプの電気料408万6000円、設備修繕150万円、脱汚泥収集運搬料123万2000円、施設の維持管理業務委託として854万7000円などでございます。

また、泉地区一般事務事業で、1196万1000円を計上いたしております。これも東陽地区と同様、維持管理経費でございます。処理場及びマンホールポンプの電気料277万4000円、施設修繕200万円、汚泥引き抜き手数料198万円、施設の維持管理業務委託404万8000円などが主なものでございます。

農業集落排水事業費は、施設維持管理委託費

等は増加したものの、最適整備構想の策定が完了したことにより、前年度と比べまして355万8000円の減となっております。

次に、款2、項1・公債費5522万6000円は、長期償還元金が4882万7000円、長期償還利子が639万9000円でございます。前年度より174万5000円の減額となっており、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

次の108ページから113ページまでは給与費明細書、114ページは債務負担行為の支出予定額等に関する調書でございますが、説明は省略させていただきます。

114ページ下段をお願いいたします。地方債の当該年度末等における現在高の見込みに関する調書でございます。

農業集落排水整備事業債の前年度末現在高見込額が2億9870万2000円、当該年度中起債見込額が1280万円、同年度中元金償還見込額が4882万7000円でございますので、当該年度末現在高見込額は2億6267万5000円でございます。

農業集落排水処理施設事業につきましては、施設の長寿命化と施設更新・整備に要する費用の平準化を図りながら計画的な経営を目指し、水洗化率や収納率の向上による使用料収入の確保や、適切な維持管理による経費のさらなる縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第9号・令和2年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第9号・令和2年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号・令和2年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第10号・令和2年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 下水道総務課の奥村でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

着座にて説明を申し上げます。

○委員長（増田一喜君） はい。

○下水道総務課長（奥村勝己君） それでは、議案第10号・令和2年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。

予算書の説明の前に、まず八代市浄化槽市町村整備推進事業の概要につきまして、御説明させていただきます。

この事業は、八代市が設置主体となって、浄化槽を東陽町、泉町の農業集落排水処理施設事業の認可区域以外の地区で整備し、雑排水等を処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものでございます。

東陽町は平成13年度から、泉町は平成14年度からそれぞれ実施しており、令和元年度は当初設置予定4基に対して、泉町で1基設置いたしております。

なお、令和2年度も前年度同様、4基の設置

を予定しております。

以上、簡単ですが、概要説明を終わります。

続きまして、令和２年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算の内容について御説明いたします。

予算書の１１７ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第１条第１項で、それぞれを５０８３万２０００円と定めております。この額は前年度より２０３万９０００円の増額となっております。

第２項・歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、１１８ページの第１表、歳入歳出予算に記載しております。

第２条の地方債は、地方自治法第２３０条第１項の規定により、１１９ページ下段の第２表地方債のとおり、浄化槽市町村整備推進事業を目的に３００万円を限度額として、起債の方法を証書借入または証券発行とし、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、本予算につきまして、１２１ページからの説明書をもとに、主なものを御説明いたします。

おめくりいただきまして、１２４ページをお願いいたします。歳入でございます。

款１・分担金及び負担金、項１・分担金、目１・浄化槽整備推進事業費分担金４０万円は、合併処理浄化槽を市で設置する際、条例に基づき１基当たり１０万円を徴収しております、前年度と同様、４基分を見込んでおります。

款２・使用料及び手数料、項１・使用料、目１・浄化槽整備推進事業使用料では、２６２７万６０００円を計上しており、令和元年度から６５万円の減となっております。

１２５ページをお願いいたします。款３・国庫支出金、項１・国庫補助金、目１・浄化槽整備推進事業費国庫補助金１２５万２０００円は、浄化槽整備に関する補助金で、事業費の３分の１が交付されるものです。これまでは１０

基以上の設置という制限がありましたが、この要件が撤廃されたことにより、本市も補助が受けられることとなり、今回、新たに計上するものです。

款４・県支出金、項１・県補助金、目１・浄化槽整備推進事業費県補助金５万４０００円は、前年度事業費に対して６．５％の交付となっております。７２万１０００円の減につきましては、先ほどの新たな国庫補助に伴い、県補助金が廃止されたためでございます。

款５・財産収入、項１・財産運用収入、目１・利子及び配当金２０００円は、旧泉村及び旧東陽村が起債償還のために積み立てておりました減債基金の預金利子でございます。この減債基金の預金利子につきましては、歳入で受け入れた後、歳出で減債基金に全額積み立てるものでございます。

１２６ページをお願いいたします。

款６・繰入金、項１、目１・一般会計繰入金１８７８万６０００円は、前年度より３１１万８０００円の増となっておりますが、これは使用料収入の減、事業費や人件費の歳出が増となったことが主な要因でございます。

繰入金は、生活環境総務費からの一般会計繰入金で、維持管理費や公債費などに充当しております。

款６・繰入金、項２・基金繰入金、目１・浄化槽市町村整備推進事業減債基金繰入金１０４万５０００円は、旧泉村及び旧東陽村が起債償還のために積み立てておりました減債基金約１１６３万円で、一般会計繰入金の減額のため、平成２８年度から取崩しを行っており、令和２年度で基金全額の繰入れが終了いたします。

１２７ページをお願いいたします。

款９、項１・市債、目１・浄化槽整備推進事業債３００万円は、新規予定設置基数４基が対象となります。

おめくりいただきまして、１２８ページをお

願いいいたします。歳出でございます。

款1・項1・浄化槽市町村整備推進事業費、目1・浄化槽総務費3940万8000円は、浄化槽施設の維持管理と普及促進及び使用料の徴収などに要する経費でございます。

内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、職員1人分の人件費と、東陽地区及び泉地区一般事務事業に必要な費用でございます。東陽地区一般事務事業1033万7000円は、浄化槽法定検査手数料155基分60万3000円、浄化槽維持管理委託料155基分927万4000円などが主なものでございます。

泉地区一般事務事業1913万2000円は、浄化槽法定検査手数料269基分105万2000円、浄化槽維持管理委託料269基分1750万3000円などが主なものでございます。

浄化槽総務費は、前年度と比べまして、207万4000円の増となっておりますが、これは浄化槽の維持管理が東陽地区で1基、泉地区で4基増えたことが主な要因でございます。

目2・浄化槽整備費484万円は、右側の説明欄に記載の東陽地区及び泉地区整備事業に必要な費用でございます。東陽地区整備事業241万6000円は、新規浄化槽設置工事2基分237万2000円が主なものでございます。

また、泉地区整備事業242万4000円も同様に、新規浄化槽設置工事2基分237万2000円が主なものでございます。

款2・項1・公債費、目1・元金が532万3000円、目2・利子が126万1000円でございます。

なお、地区ごとの内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

129ページから134ページまでは、給与費明細書、135ページは債務負担行為の支出予定額等に関する調書でございますが、説明は省略させていただきます。

135ページ下段をお願いいたします。地方債の当該年度末等における現在高の見込みに関する調書でございます。

浄化槽市町村整備推進事業債の前年度末現在高見込額が8275万4000円、当該年度中起債見込額が300万円、当該年度中元金償還見込額が532万3000円でございますので、当年度末現在高見込額は8043万1000円でございます。

浄化槽市町村整備推進事業につきましては、適切な維持管理による経費のさらなる縮減或使用料の増収に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第10号・令和2年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません、少し聞き漏らした点もあるかもしれないんですけども、繰入金のところを終了するという御説明があったかと思うんですけど、もう一度その点をかみ砕いて御説明いただいてよろしいですか。

基金がなくなるということなのかどうか。どういう意味なんでしょうか。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 款6・繰入金のところの説明で、浄化槽市町村整備推進事業減債基金繰入金104万5000円は、旧泉村及び旧東陽村が起債償還のために積立てておりました減債基金約1163万円で、一般会計繰入金の減額のため、平成28年度から取崩しを行っており、令和2年度で全額の繰入れが終了いたしますということですのでよろしいでしょうか。

○委員（大倉裕一君） ということは、基金がゼロになりましたよということで理解をしたい

と思うんですけれども、そうなってくると、一般会計から繰り入れなければならないような状況になってくるというふうに思うわけですが、そうですね。財政の構造上、どこからか基金から繰り入れていたものを持ってこなければ、今後いけなくなってくるということになってくると思うんですけれど、その辺りはどのようにお考えですか。

○委員長（増田一喜君） どなたが答えますか。

○下水道総務課経営係長（園田哲次君） 経営係の園田です。

今、委員の質問の件なんですけれども、おっしゃるとおり、基金の残高がゼロになると、令和２年度になってということになりますので、当然、このまま仮に予算を来年度も同じ額を計上する場合は、同額を一般会計からの繰入れで対応という形になってまいります。

ただ、当然、一般会計繰入金につきましては削減していくというところは意識を持っておりますので、来年度の予算編成の方針の中でですね、説明にもありましたとおり、使用料の増収ですとか維持管理費の削減など努力を続けまして、縮減のほうに努めていきたいというふうには考えております。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい、結構です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第１０号・令和２年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算については、原案

のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号・令和２年度八代市下水道事業会計予算

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第１７号・令和２年度八代市下水道事業会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 下水道総務課の奥村でございます。隣が下水道建設課長の涌田でございます。よろしくをお願いいたします。

着座にて御説明申し上げます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（奥村勝己君） それでは、議案第１７号・令和２年度八代市下水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書の１ページをお願いいたします。

第１条の総則で、令和２年度八代市下水道事業会計の予算は次に定めるところ、すなわち第２条から第１１条に定めるところによるしております。

第２条、業務の予定量でございます。令和２年度末の予定として、処理区域内人口６万３１３人、処理区域面積を１７５０ヘクタール、水洗化人口を５万６０３人、年間総処理水量を６９５万６５５５立米、年間有収水量を５９１万３０７２立米、また、主要な建設改良事業といたしまして管渠施設整備費を１６億６０５４万２０００円、ポンプ場施設整備費を２億４１３５万３０００円及び水処理センター施設整備費を３億７５９３万５０００円としております。

おめくりいただきまして、２ページをお願いいたします。第３条、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入でございます。第1款・下水道事業収益で35億6111万2000円、内訳としまして、第1項・営業収益で15億741万1000円、第2項・営業外収益で20億5369万8000円、第3項・特別利益で3000円を計上いたしております。

次に、支出でございます。第1款・下水道事業費用で29億1929万3000円、内訳としまして、第1項・営業費用で25億7449万3000円、第2項・営業外費用で3億3879万8000円、第3項・特別損失で100万2000円、第4項・予備費で500万円を計上いたしております。

したがって、差引き収支は6億4181万9000円の黒字を見込んでおります。

3ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入でございます。第1款・資本的収入で31億4112万9000円、内訳としまして第1項・企業債で17億2390万円、第2項・補助金で12億322万1000円、第3項・受益者負担金及び分担金で4107万2000円、第4項・他会計負担金で1億7293万6000円を計上いたしております。

次に、支出でございます。第1款・資本的支出で41億3859万1000円、内訳としまして、第1項・建設改良費で22億9780万7000円、第2項・企業債償還金で18億3978万4000円、第3項・予備費で100万円を計上いたしております。

したがって、差引き収支は9億9746万2000円の財源不足を見込んでおります。

なお、4条の括弧書きである資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9億9746万2000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8454万3000円、当年度分損益勘定留保資金5億1106万円及び当年度利益剰余金処分数額4億185万9000

円で補填するものとしております。

なお、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほど、予算に関する説明書で御説明いたします。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。第5条、債務負担行為でございます。1件の債務負担行為の設定となりますが、中央ポンプ場改築工事委託（第4期）の期間は令和3年度、限度額は2億7200万円でございます。

第6条は企業債でございます。施設整備に伴う建設改良企業債及び資本費平準化債などの準建設改良企業債を合わせて17億2390万円を限度額として設定しております。

次に、5ページをお願いいたします。第7条、一時借入金の限度額は20億円と定めております。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。これは、予定支出の各項の経費の金額のうち、項と項の間で流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間のみであることを定めております。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2億572万6000円を定めております。

第10条、他会計からの補助金としまして、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、いわゆる基準外の繰入金は2億9417万1000円を予定いたしております。

第11条、利益剰余金の処分では、当年度の純利益見込みのうち4億185万9000円を、先ほどの第4条括弧書きにあります資本的収支の不足を補填するため減債積立金として積立て、処分することをあらかじめ定めるものでございます。

おめくりいただきまして、7ページをお願いいたします。下水道事業会計予算に関する説明

書でございます。１枚めくっていただきますと、地方公営企業法施行令第１７条の２に基づき、９ページから１３ページまで予算の実施計画、１４ページに予定キャッシュ・フロー計算書、１５ページから１９ページまで令和元年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、２０ページから２２ページまで令和２年度の予定貸借対照表を掲載いたしております。

それでは、令和２年度予算の詳細につきまして御説明いたします。

２３ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。款１・下水道事業収益、項１・営業収益、目１・下水道使用料で１２億２１０９万円、目２・雨水処理負担金で２億８４５９万８０００円、目３・その他営業収益で１７２万３０００円を予定しております。

下水道使用料が昨年度より４２５９万円の増となっておりますのは、消費税率改定及び接続世帯数の増加の影響が主な要因でございます。

また、雨水処理負担金は、雨水処理経費に係る基準内の一般会計繰入金で、その他営業収益は督促手数料が主なものでございます。

おめくりいただきまして、２４ページをお願いいたします。項２・営業外収益では、目２・他会計負担金で７億７１６３万９０００円、目４・長期前受金戻入で１２億４６９２万円がその主なものでございます。

なお、他会計負担金は、汚水分の元利償還金等に係る一般会計からの基準内繰入金でございます。また、長期前受金戻入は、施設整備費を耐用年数で割って費用化する減価償却と同様、これまで施設の整備を行った際に受け入れた国庫補助金などを耐用年数で割って収益化するのでございます。

次の項３・特別利益の説明は省略させていただき、２５ページをお願いいたします。収益的

支出でございます。

まず、款１・下水道事業費用、項１・営業費用、目１・管渠費で５２２５万２０００円を予定いたしております。

管渠費は、管渠の維持管理に要する費用でございます。主なものは節区分一番上の修繕費１８２７万２０００円で、右側の説明欄に記載のマンホールポンプ等の修繕を、また２つ下の委託料２３６５万３０００円で、マンホールポンプ清掃等業務委託や下水道台帳作成業務委託などを予定しております。

次に、目２・ポンプ場費９２４８万８０００円は、市内６カ所にあります雨水及び汚水ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。主なものは節区分４つ目の修繕費１７８３万６０００円で、中央ポンプ場敷地立入防止柵設置や、中央中継ポンプ場自動除塵機ガイドローラー取替え、麦島ポンプ場ナンバー３雨水ポンプ始動電動機制御器更新など、３つ下の委託料１１３９万６０００円で、松崎中継ポンプ場自家発エンジン分解点検委託や、中央・麦島ポンプ場し渣処分業務委託など、１つ下の工事請負費３４１０万円で、債務負担行為の２年目に当たります麦島ポンプ場外壁補修工事などを予定しております。

おめくりいただきまして、２６ページをお願いいたします。目３・水処理センター費３億７３９０万２０００円は、水処理センターの維持管理に要する費用でございます。

主なものは、右側の説明欄に記載の一般職５名分の人件費のほか、節区分中ほどの修繕費２０３６万円で、ナンバー２汚泥脱水機圧搾ローラー取替え修繕や、ナンバー１脱水ケーキ搬出機修繕、ナンバー２、ナンバー３脱水ケーキ搬出機ライナー摩耗修繕などを、２つ下の委託料２億５８６７万９０００円で、水処理設備計装機器点検（系統）や、施設の運転業務委託、脱水汚泥処理業務委託などを、３つ下の工事請負

費 6 1 6 万円で、濃縮棟ナンバー 2 濃縮汚泥移送ポンプ取替え工事などを予定しております。

次に、27 ページの目 4・流域下水道管理費 1 億 4 8 6 2 万 3 0 0 0 円は、千丁及び鏡処理区を含む八代北部流域下水道において、県が設置している八代北部浄化センターや、幹線管渠などの維持管理費を構成団体である八代市、宇城市、氷川町で負担する八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

次に、目 5・総係費 1 億 6 0 7 9 万円は、使用料の賦課徴収経費や水洗化促進経費及び事業運営に要する総括的費用でございます。主な費用は、一般職 1 4 名分の人件費のほか、節区分中ほどの備品消費 3 4 7 万 5 0 0 0 円では、右側説明欄にあります検針用ハンディターミナル購入を、下から 6 番目委託料 1 5 2 4 万 5 0 0 0 円では、右側説明欄にあります下水道使用料徴収業務委託や水洗化促進業務委託、コンビニ収納事務委託、検針業務委託を、3 つ下の補助金 6 0 0 万円で下水道への接続等に対して助成を行う排水設備工事費助成金を予定しております。

おめくりいただきまして、28 ページをお願いいたします。目 6・減価償却費は 1 7 億 3 9 0 6 万 8 0 0 0 円でございます。内訳は有形固定資産減価償却費で 1 6 億 8 6 0 0 万 7 0 0 0 円、無形固定資産減価償却費で 5 3 0 6 万 1 0 0 0 円でございます。

次に、目 7・資産減耗費は 7 3 6 万 9 0 0 0 円でございます。節区分に固定資産除却費として計上しておりますが、これは管渠等について効率的な延命化や改築更新を実施することに伴い、当該固定資産のうち、減価償却費として費用化されていない額について、除却費として計上するものでございます。

次に、項 2・営業外費用、目 1・支払利息及び企業債取扱諸費で 3 億 3 8 7 9 万 7 0 0 0 円は、企業債及び一時借入金の利息でございま

す。

次に、29 ページの項 3・特別損失、目 2・過年度損益修正損 1 0 0 万円は過年度分の下水道使用料調定減に伴う特別損失でございます。

次に、項 4・予備費では、前年度と同様、5 0 0 万円を計上いたしております。

おめくりいただきまして、30 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、款 1・資本的収入、項 1、目 1・企業債で 1 7 億 2 3 9 0 万円を予定しております。内訳は、令和 2 年度の建設改良に伴う企業債 1 3 億 1 4 7 0 万円及び資本費平準化債などの準建設改良企業債 4 億 9 2 0 万円でございます。昨年度より 6 9 3 0 万円増加しておりますのは、建設改良費の増によるものでございます。

次に、31 ページの項 2・補助金、目 1・国庫補助金 9 億 9 0 5 万円は、建設改良に伴う国庫補助金であり、目 2・他会計補助金 2 億 9 4 1 7 万 1 0 0 0 円は、汚水処理の元金償還金等に係る一般会計からの基準外繰入金でございます。

国庫補助金につきましては、企業債と同様に、建設改良費の増により増額となっており、また、他会計補助金につきましては、令和元年度から下水道使用料改定を行うなど、経営改善を図ることで徐々に減らしていくこととしており、8 3 5 万円の減となっております。

次に、項 3・受益者負担金及び分担金、目 1・受益者負担金 3 1 3 9 万 8 0 0 0 円と、目 2・受益者分担金 9 6 7 万 4 0 0 0 円は、下水道の供用開始に伴う八代処理区、鏡処理区の受益者負担金及び八代東部処理区、千丁処理区の受益者分担金でございます。受益者負担金及び分担金が昨年度より 2 4 9 2 万 9 0 0 0 円減少しておりますのは、賦課予定面積の減によるものでございます。

おめくりいただきまして、32ページをお願いいたします。項4・負担金、目1・他会計負担金1億7293万6000円は、汚水処理元金償還金等に係る一般会計からの基準内繰入金である一般会計負担金が1億6809万2000円及び汚水管築造工事に伴う水道事業からの同時施工負担金である水道事業負担金が484万4000円でございます。

次の33ページからは資本的支出でございます。

款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費で16億6054万2000円を予定しております。

これは管渠施設の建設に要する費用で、主なものは一般職12名分の人件費のほか、節区分、中ほどの委託料1億3984万1000円では、右側の説明欄に記載の管渠築造工事に伴う設計業務委託（通常分）で、3処理区合わせて1億2654万円、また管渠築造工事に伴う設計業務委託（ストックマネジメント分）で、八代処理区分として429万円、さらに古閑排水区における浸水被害を軽減するため、田中西町の北部中央公園の地下に雨水調整池を整備することに伴う、北部中央雨水調整池発注者支援業務委託で901万1000円を計上しております。

3つ下の工事請負費の13億6049万円については、管渠築造工事（通常分）で、八代処理区分として4億1799万円、千丁処理区分として1億4483万8000円、鏡処理区分として1億7170万2000円、3処理区合わせて7億3453万円を計上しており、八代処理区では、八千把、松高、宮地地区で約1.9キロメートル、千丁処理区では、古閑出・西牟田上地区で約1.1キロメートル、鏡処理区では、宝出・両出地区で約1.0キロメートルの合計約4.0キロメートルの整備を予定しております。

また、管渠築造工事（ストックマネジメント分）は、八代処理区分で5496万円を予定しており、整備後の年数が経過している中心部付近で老朽化が著しいと診断結果が出ている部分約0.3キロメートルを予定しております。

さらに北部中央雨水調整池整備工事としまして、5億7100万円を計上しております。節区分の下から2つ目、補償補填及び賠償金6500万3000円では、管渠築造工事に伴う地下埋設物等移設補償費で、3処理区それぞれ予定しております。

なお、公共下水道事業予定箇所につきましては、お手元の別紙、建設環境委員会資料を後ほど御参照いただければと思います。

おめくりいただきまして、34ページをお願いいたします。目2・ポンプ場施設整備費で2億4135万3000円の主なものは、委託料2億4100万円で、中央ポンプ場改築工事委託や、中央ポンプ場しゅんせつ業務の委託などを予定しております。

次に目3・水処理センター施設整備費で3億7593万5000円の主なものは、委託料3億7500万円で、内訳として、令和元年度より着工しております水処理センター増設工事委託や新たに水処理センター施設の耐震診断を実施する再構築基本設計業務委託（耐震実施計画）を予定しております。

次に、目4・流域下水道建設費の1792万1000円は、八代北部流域下水道建設負担金であり、八代北部浄化センター改築更新工事などの建設費が予定されており、構成団体である八代市、宇城市、氷川町で負担金を支払うものでございます。

次に、目5・営業設備費205万6000円の主なものは、車両及び運搬具購入費123万8000円で、公用車1台の買換えを予定しております。

次に、項2、目1・企業債償還金18億39

78万4000円は、これまで借り入れた企業債の償還元金でございます。

項3、目1・予備費では、100万円を計上いたしております。

次に、35ページから42ページまでは、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、企業債に関する調書でございますが、個別の説明は省略させていただきます。

最後に、43ページと44ページに注記を記載しております。これは、地方公営企業法施行規則第35条に基づき、重要な会計方針に係る事項と、予定貸借対照表に関する注記を記載いたしております。

下水道事業につきましては、令和2年度も、浸水の防除、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の向上を図り、安全で安心な市民生活の確保に努めるとともに、持続可能な下水道実現のため、健全経営に努めてまいります。

以上で、議案第17号・令和2年度八代市下水道事業会計予算の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（福嶋安徳君） この下水道工事、これは八代処理区、千丁処理区、鏡処理区、結構事業は進められていますけれども、あと大体残りどのくらいの距離になりますか。

○下水道建設課長（涌田直美君） まず、八代処理区のほうからですね。今現在、宮地処理区のほうを中心に施工してまして、宮地処理区のほうにつきましては、あと五、六年ほどで完了するという見込みをとってます。八代処理区につきましては、全体1910ヘクタールございまして、次に認可を取る予定としましては、植柳新町のほうを今計画をしてまして、宮地がある程度進んだ段階で、植柳新町のほうを進めていきたいということで今考えております。

千丁処理区につきましては、今、古閑出と西牟田上のほうを整備しておりまして、大体、西牟田上のほうは来年度ぐらいまでかかる見込みでございまして、古閑出のほうは、今、県道を拡幅工事してますけど、その周辺のほうを随時整備していくということですね、古閑出のほうはあと二、三年ぐらいはかかるかなと思ってます。

鏡の処理区につきましては、今、文政小学校の北側のほう、工事を今終わってまして、令和2年度につきましては、文政小学校の東側のほうを工事を予定してまして、今、事業認可区域につきましては、あと三、四年ぐらいでは、事業認可区域については完了するのかなと思っております。

それが終わったら次に拡張して整備をしていくような形になります。終了の年度といえますのは、まだ今のところ不確定要素がありまして、答えることができません。

以上です。（委員福嶋安徳君「わかりました。この事業はまた予算が伴いますことだいけん、まあひとつよろしく願いいたします」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 確認ですけど、下水道事業の総額としては、前年度と比較すると、どのようになるんでしょうか。

○下水道総務課経営係長（園田哲次君） 予算につきましてはですけども、まず収益的収支と資本的収支がございしますが、収益的収支のほうでいきますと、昨年度より1億3000万程度増額となっております。資本的収支のほうにつきましては、こちらが2億7600万程度の増額となっております。

以上です。

○委員長（増田一喜君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） まあ支出が前年度より

も上回るということだと思えるんですけども、そういう中において、特別会計というところからしますと、独立採算というところを原則にですね、考えていかなければいけないというふうに認識をしています。

そういう中で、一般会計から繰入れをしながら事業を運営されているということですけども、差し引きで2億5000万円ぐらゐの増額の当初予算という形になったわけですけども、その辺りについて全体的な、総括論としてはどのような思いを持っておられるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○下水道建設課長（涌田直美君） 令和2年度の事業費が増大した理由といたしましては、まずは雨水のほうで、北部中央公園のほうで調整池をつくっております、令和2年度が完成年度ということで、土木工事に加えて、機械・電気工事が追加になるということの事業費の増大ということと、現在、中央ポンプ場のほうも改築をやっております、今度は口径が1500のポンプのエンジンポンプを改修するというところで、今度が4期目の改修ということで、事業費が増大したという部分と、終末処理場のほうが、機械・電気、水処理施設の4池目の機械・電気が水量に伴って必要になったということでの事業費が増大したということで、令和2年度のほうは事業費が増大したということになります。

以上です。

○委員長（増田一喜君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） 事業、何て言うんですかね、天候、自然現象ですね、例えば集中豪雨、ゲリラ豪雨というような話で、今までに想定しなかったようなところがあって、救急しなければいけないというようなところも理解はしたいというふうに思います。それに備えた対策をとっていかれているというようなところも理解をいたしますけれども、やはり事業の平準

化というところもですね、一部には必要なというふうに思いますので、その点、十分考慮していただいて、一般会計から、今、繰入れは一応基準内ということではお聞きはしておりますけれども、その辺りの影響も余り出ないような運営をしっかりとですね、行っていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第17号・令和2年度八代市下水道事業会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため小会します。

（午後2時48分 小会）

（午後2時49分 本会）

◎議案第20号・市道路線の廃止について

◎議案第21号・市道路線の認定について

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。議案第20号・市道路線の廃止について及び議案第21号・市道路線の認定については、関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本2件について一括して説明を求めます。

○土木課長（小原聖児君） 土木課長の小原と、隣が吉井管理係長でございます。よろしく

お願いいたします。

それでは、議案第20号・市道路線の廃止について、議案第21号・市道路線の認定について、着座にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○土木課長（小原聖児君） ありがとうございます。

それでは、議案書と右肩に建設環境委員会資料として説明用に作成しました資料に基づき、御説明をさせていただきます。

まず資料のほうから、表紙をめくっていただきますと、位置図としております。今回の市道の廃止・認定につきましては、ともに八千把地区土地区画整理事業に伴う案件でございます。

黒色の太線で囲んでおりますのが八千把地区土地区画整理事業の区域で、区域中央の南北の道路が、県道八代鏡線、通称北部幹線でございます。その西側の区域の整備が完了しましたことから、今回、市道としての整備を行うものでございます。

それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があります。今回は、古閑中町古閑下町2号線の1路線でございます。

次に、議案書17ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、表の記載のとおり21路線で、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるとの定めからの提案でございます。

内容につきましては、資料のほうで御説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。廃止路線を青色、認定路線を赤色で、また、路線表記の中で丸印を起点、矢印を終点としております。

今回、市道路線を廃止します古閑中町古閑下町2号線は、八千把地区土地区画整理事業の区域内を横断しております。道路の路線区域に変更が生じますことから、一旦、市道路線を廃止し、古閑中町20号線と古閑下町2号線の2路線とし、新たに市道路線の認定を行うものでございます。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

区画整理事業により整備された区画道路を古閑中町区画1号線から19号線として、新たに市道路線として認定を行うものでございます。

なお、起点終点の地番につきましては、議案書にて御確認いただければと思っております。

以上で、議案第20号・市道路線の廃止について、議案第21号・市道路線の認定についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） 以上の部分について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 質疑ないようでございます。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。

まず、議案第20号・市道路線の廃止については可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第21号・市道路線の認定については可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

それでは、しばらく休憩いたします。

15時10分から再開いたします。

(午後2時55分 小会)

(午後3時15分 本会)

◎議案第28号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

○委員長(増田一喜君) 休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第28号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼環境センター管理課長(山口敏朗君) こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)環境センター管理課山口でございます。よろしくお願いいたします。「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第28号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

座って説明させていただきます。

○委員長(増田一喜君) はい、どうぞ。

○理事兼環境センター管理課長(山口敏朗君) それでは、議案書の35ページをお願いいたします。提案理由は、特別職の任用の厳格化に伴い、非常勤特別職として任用している市政協力員を行政事務を受託する者とするに当たり、条例の改正が必要であるためでございます。

次のページ、36ページに改正案が示されておりますが、改正内容につきましては、別途配付しております新旧対照表を用いて御説明いたします。

こちらの資料のほうを御覧いただきたいと思います。資料の1ページ目を御覧ください。新旧対照表になります。右側の欄が現行の条例、左側が改正案になります。

赤い色のアンダーラインの部分、第11条第

1項・集積所の設置・変更又は廃止に関して規定している条文中の嘱託員及び区長を(八代市行政事務委託要綱(令和2年八代市告示第空白号、——この告示番号は、議決後、告示される際に決まります。)第3条第1項に規定する市政協力員をいう)、自治会長、町内会長、区長等に改正を行うものです。

以上で八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いします。

○委員長(増田一喜君) それでは、以上の分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(福嶋安徳君) この事業、お互い地域の集積所で、今の市政協力員さんがまとめているいろいろ分別される、その事業をこの市政協力員さんがどういうふうな状況にされるということになりますか。

○理事兼環境センター管理課長(山口敏朗君) 今、集積所の管理につきましては、市政協力員または町内長、区長それぞれ名称がいろいろと地域で違いますけれども、それぞれの地域で決めていただいて、市のほうに申請をされて、市のほうが収集に行くという手法を採らせていただいております。

管理につきましても、そこを利用される方、町内会の方が利用、管理をしていただいて、清掃等についてもそのような状況でございます。

今回の条例の改正につきましては、別途決めます行政事務委託要綱、こちらのほうでそれぞれの名称が変わりますことから、こちらを併せて、条例の中の文言を合わせる必要があるということで、改正案はつくられます。

○委員(福嶋安徳君) 今までの内容で、どこが変わるという状況になるんですか。

○理事兼環境センター管理課長(山口敏朗君) 特に市政協力員が、非常勤特別職から、行政事務を受託する者ということに変わること

です、そのことに文言等を合わせるというだけのところでございます。特に今までの状況と管理については、変わるような状況ではございません。（委員福嶋安徳君「ほとんど変わらないということですね。分かりました」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第28号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号・八代市環境センター条例の一部改正について

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第29号・八代市環境センター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼環境センター管理課長（山口敏朗君） それでは引き続き、議案第29号・八代市環境センター条例の一部改正について御説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○理事兼環境センター管理課長（山口敏朗君） 議案書の37ページを御覧ください。

提案理由といたしましては、緑地広場の利用時間を定めるに当たり、条例の改正が必要であるためでございます。若干経緯を御説明させて

いただきます。

本条例は、環境センターを設置するに当たり、当該施設に係る設置及び管理に関する条例を制定する必要があるとして、施行期日を環境センターが稼働を開始する前の平成30年7月1日と制定しております。

制定の時点では、まだ緑地広場は完成しておらず、利用時間に関して定めておりませんでした。昨年の令和元年7月から暫定的に、午前8時から午後8時までを開放時間として市民の皆様にご利用いただけてきましたが、この時間帯で問題がないと判断いたしましたので、今回、条例に規定するものとしたものです。

改正案につきましては、議案書の38ページに示されておりますが、改正内容につきましては、やはり別途配付しております新旧対照表を用いて御説明させていただきます。

お配りしております資料の2ページ目を御覧ください。環境センター条例の一部改正の新旧対照表になります。先ほどと同じように、右側の欄が現行の条例、左側が改正案になります。赤色のアンダーラインの部分が改正をする条文になります。

まず、条文の本文中にあります目次の部分になります。緑地広場の利用時間を定めるに当たり、第21条に新しい条文が入ることから、それぞれの条項以降が繰り下がり、雑則が第24条になるということを示しております。

続きまして、本文中の第6条につきましては、条例の制定時には搬入時間等としておりましたが、等に該当する事項がないということから、今回の緑地広場の利用時間を定めるに当たり、併せて条文中から等を削除するものでございます。

第9条の利用時間等につきましても、第6条と同じ理由で条文中から等の文字を削除するものです。

続きまして、第21条が今回新しく加える緑

地広場の利用時間を定める条文となります。先ほども御説明しましたように、第21条以降の条文が繰り下がることになります。

続きまして、資料の3ページ目を御覧ください。こちらのほうには、八代市環境センターの各施設の利用時間をまとめております。環境センターのごみの搬入時間、それから管理棟の利用時間と休館日、それから緑地広場の利用時間、こちらを定めております。詳細の読み上げは割愛させていただきますことを御了承ください。

以上で、八代市環境センター条例の一部改正についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） この条例については異論を申すものではございません。ただ、一般廃棄物収集運搬処理実施計画というものを行政が定めることになっておりますけども、こちらのほうにきちんとですね、掲示をしていただいて——掲載していただいて、市民の周知を図られることをお願いしておきたいと思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第29号・八代市環境センター条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため小会します。

（午後3時25分 小会）

（午後3時27分 本会）

◎議案第30号・八代市営住宅設置管理条例等の一部改正について

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、議案第30号・八代市営住宅設置管理条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼建築住宅課長（下村孝志君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建築住宅課の下村と申します。隣は同じ課の住宅係長の西田でございます。どうぞよろしくお願いします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○理事兼建築住宅課長（下村孝志君） 議案書は39ページでございます。議案第30号・八代市営住宅設置管理条例等の一部改正についてでございます。

提案理由といたしまして、民法の一部改正を踏まえ、債権に関する条文の規定の見直し、並びに駐車場として整備している市営住宅の駐車場の管理及び使用料についての規定を整備するに当たり、条例の改正が必要となることから、今回提案します。

それでは、40ページをお願いいたします。八代市営住宅設置管理条例等の一部を改正する条例でございます。

まず、八代市営住宅設置管理条例の一部を次のように改正いたしますが、以前にお配りしております別添資料を御覧いただけますでしょうか。

1ページ目にあります令和2年4月施行民法改正に伴う住宅の賃貸借契約に関連する主な改正事項等と書いております資料でございます。

今回の民法改正のポイントを3つ上げております。その隣にですね、本市の対応について記載しました。このうち、民法改正に伴います条例改正となりますのは、2番目の新設された敷金に関してという部分と、3番目の賃借人による修繕に関しての部分でございます。

まず、2番目の敷金に関する改正につきましては、今まで家賃などの滞納があった場合ですね、入居者本人の同意を得た上で敷金からその弁済に充てておりましたけれども、今回の改正により、家賃等の滞納がある場合は、入居者本人の同意を得ることなく、その債務の弁済に充てることができるとなったことを条例第17条第3項に追加したものでございます。

次に、3番目の賃借人による修繕等に関する改正に伴いまして、条例第18条に、入居者に責任がある修繕の場合は、本市が行う必要がないと追記いたします。これによって、入居者と本市の修繕に係るそれぞれの負担を、これは契約する際にですね、より具体的に示した上で取り交わすということとなります。

それと、資料にはございませんけれども、第33条第3項にですね、これは不正な行為によって入居した者に対する損害賠償請求額の算定利率、これを年5分の割合を法定利率というふうに改めます。

なお、今回の民法改正では、連帯保証人の保護の観点から、資料の1番目ですね、個人根保証契約の保証人の責任等の改正によりまして、連帯保証人の極度額を設定することによりまして、それを契約書のほうに定めることとなります。

以上が、令和2年4月施行の民法改正に伴う条例の一部改正分ということになります。

議案書に戻っていただきまして、40ページの下の方から5行目ですけれども、第3章の駐車場の管理について、同第47条からですね、43ページの第60条までの駐車場の管理

の条文を追加いたしております。

これまで、駐車場の管理につきましては、八代市営住宅駐車場管理要領によって運用を行ってきたところですが、市の定期監査のほうに、駐車場の管理を条例に定めるべきという御指摘があったことで、この規定を新たに盛り込むことにいたしました。

議案書の43ページの中ほどの別表を御覧いただきたいと思います。対象となります団地は、西片町団地、植柳上町第一団地、海士江町団地、郷開団地の4団地を対象としております。

続きまして、八代市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例でございます。議案書のほうは43ページの別表の下でございます。

特定公共賃貸住宅とは、中堅所得者層を対象とした賃貸住宅でございます。先ほどの市営住宅設置管理条例の一部改正に伴い、準用規定などを改正するものでございます。

44ページをお開きください。上から9行目になります。第12条に駐車場の使用料についての規定を加え、別表には対象となる公営住宅楠団地を記載しております。

続きまして、八代市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。44ページの別表の下からになります。小集落改良住宅とは、小集落地区等改良事業制度要綱に基づいて建設された改良住宅でございます。今回、民法改正に伴う一部条文の改めや、市営住宅設置管理条例の一部改正に伴う準用規定などを改正するものでございます。

続きまして、44ページ下から5行目です。八代市従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例でございます。従前居住者用住宅とは、球磨川駅地区土地区画整理事業に基づいて建設された従前居住者用住宅でございます。先ほどの市営住宅設置管理条例の一部改正に伴い、準用規定などを改正するものです。

45ページをお願いいたします。第8条に駐車場の使用料についての規定を加え、別表には対象となる新町団地を記載しております。

以上で、条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません、駐車場の使用料を今度定められたんだというふうにも捉えるんですけど、1000円と500円というふうにありますけれども、こういった基準でこの1000円と500円というのを定められたのか、その経緯についてお聞かせいただけますか。

○理事兼建築住宅課長（下村孝志君） 駐車料金に関しましては、今現在、使用している金額をそのまま使っておりますけれども、市町村合併におけます駐車場使用料の金額を踏襲しておりますので、現在も引き続き、それを設定しているところでございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい、大丈夫です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いいたします。

意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第30号・八代市営住宅設置管理条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号・八代市手数料条例の一部改正について

次に、議案第31号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼建築指導課長（宮端晋也君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建築指導課宮端でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第31号・八代市手数料条例の一部改正について説明をさせていただきます。

着座にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、議案書は47ページからでございます。また、事前に資料を配付させていただいております。表紙つきのものと、それから本日一枚物の追加資料を配付させていただいております。

事前に配付しております資料の1ページを御覧ください。

まず、改正理由でございますが、令和元年11月16日に、改正建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が施行されたことに伴いまして、新たに手数料を規定する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、法改正により新設された制度に対応するため、資料の中段にございます（1）のアの建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書が添付された場合の、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料と、イのモデル住宅法等により評価されている建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準に関する適合認定申請手数料をそれぞれ新たに手数料の対象に加えるものです。

そのほか、（２）のＡ、Ｉの内容について所要の文言の整理を行うものでございます。

（１）のＡとＩに似たような手続の名前がありますが、建築物エネルギー消費性能というところまでは同じで、これに続きますのが、Ａの前段で向上計画の認定、Ａの後段で適合性判定、Ｉの後段で基準に関する適合認定の３つがでございます。すなわち、Ａにつきましては、向上計画の認定通知書が添付された場合の適合性判定手数料を定めるものというふうになります。

この３つの手続について御説明いたします。

まずＡの後段の適合性判定についてですが、住宅以外の用途、例えば事務所ビルなどで、延床面積２０００平方メートル以上のものを建築する場合は、法で定める省エネ基準に適合していることが義務づけられておりまして、手続としましては、建築確認時に適合性判定を受け、省エネ基準に適合しているとの判定を受けることが必要となります。

次に、Ａの前段の向上計画の認定について説明いたします。向上計画の認定というのは、法改正前からあった認定手続ではありますが、エネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準に適合していることを認定するものでありまして、本日配付しました追加資料の上段右側にありますような省エネ設備を導入するなど、高い基準に適合しているということの認定を受けることができるというものです。

高い基準に適合させ、このような設備を設ける場合は、余計にスペースが必要となりますが、この認定を受けますと、そのような設備を設ける部分は、容積率の算定から除外してもよいということになっております。

また、今回の法改正で、この向上計画の認定を受ける際に、単独の建築物だけでなく、複数の建築物を賄える省エネ設備を導入するという内容でも認定の対象となったということに法改

正されておまして、昨年９月議会で複数の建築物による認定申請の場合の手数料を規定させていただいたところです。

この追加資料では、Ａ棟、Ｂ棟、Ｃ棟と３つの建物の例を記載してありますが、３棟を新築しますというときに、省エネ設備は３棟を賄うものをＡ棟に設け、全体で向上計画の認定を受けるという事例です。

建築確認は、個別の建築物ごとに申請が必要となり、その際に適合性判定も個別に必要となりますが、Ａ棟につきましては、向上計画の認定を受けた場合には、適合性判定を受けたものとみなすという規定があります。

しかしながらほかの建築物であるＢ棟、Ｃ棟は、別途、個別に適合性判定を受けなければならないとの国の見解が昨年１１月に示されました。

Ｂ棟、Ｃ棟ともに、向上計画の認定の審査において実質的に適合性判定に係る技術的な審査を完了していることから、向上計画認定通知書を活用することで、通常の手数料額と比較し、減額された手数料額を定めるものです。

次に、（１）のＩ後段の基準に関する適合認定ですが、これも手続自体は法改正前からありましたが、認定を受けるかどうかは任意で、認定の基準は適合性判定と同様の法で定める省エネ基準です。この基準に関する適合認定を受けますと、省エネ性能にすぐれた建築物ですという表示をすることが可能となり、広告ですとか契約書類に表示ができるというものです。

この認定を受ける際の評価方法に、モデル住宅法、フロア入力法という計算方法が加えられましたので、手数料の区分を設けたところです。

なお、県内の特定行政庁であります熊本県、熊本市、天草市におきましても、同様に改正を行う予定となっております。施行日は公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようでございます。

以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第31号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号・八代都市計画事業大村橋周辺土地区画整理事業施行条例の廃止について

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第32号・八代都市計画事業大村橋周辺土地区画整理事業施行条例の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

○都市整備課長（一美晋策君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）都市整備課一美と申します。隣が課長補佐の正山です。

着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○都市整備課長（一美晋策君） 失礼します。

議案第32号・八代都市計画事業大村橋周辺土地区画整理事業施行条例の廃止についてを説明させていただきます。

議案書の53ページと54ページ並びに事前にお配りしております、右肩、建設環境委員会

資料、議案第32号としておりますこちらの資料をもとに説明させていただきたいと思います。

本件は、大村橋周辺土地区画整理事業が、平成16年2月から事業が始まりまして、本事業に伴う工事、登記事務、精算機徴収が終了し、事業が完了したことから、本事業の施行条例が必要でなくなったため、廃止するものでございます。

資料の4ページを御覧になってください。こちらの写真になります。

上段にあります写真のように、八代鏡宇土線、通称東幹線の大村橋南側周辺にあります変則五差路につきまして、交差点改良に伴いましてですね、赤色の線内の箇所0.9ヘクタールを交差点改良とともに土地区画整理事業を実施しております。平成16年度から平成24年度まで、0.9ヘクタールを事業費8億3900万で整備をさせていただいております。

このことについては、事業は終了しておりますが、施行条例はそのままにしておりまして、昨年11月の定期監査で、事業は完了しており、条例廃止の手続を行うよう指摘があったことから、条例の廃止について本委員会にお諮りするものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 質疑ないようでございます。以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようでございます。

これより採決いたします。

議案第32号・八代都市計画事業大村橋周辺土

地区画整理事業施行条例の廃止については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会いたします。

(午後3時52分 小会)

(午後3時53分 本会)

◎令和元年陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去について

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。本委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件です。

それでは、令和元年陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。本件について御意見等はありませんか。

○委員(北園武広君) この件に関してですが、2月の下旬に現地の管内視察を行った際にですね、陳情者並びに関係者の方々から伺った内容に関しまして、執行部より説明をお願いしたいなと思いますけれども。

○委員長(増田一喜君) ただいま北園委員から執行部の説明を聴取したいとの御意見が出されました。本件について執行部から説明を求めることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) それでは、そのようにいたします。

小会いたします。

(午後3時54分 小会)

(午後3時55分 本会)

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去についての陳情が出ておりまして、先月現地調査及びに関係者から少し意見聴取をいたしましたところ、意見が出ておりました。

それで本日は、それを含めまして、この件について御説明を求めたいと思います。

○土木課長(小原聖児君) 土木課長の小原でございます。隣が村上課長補佐でございます。

それでは、ただいまお手元の方にお配りさせていただきました資料に基づき説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(増田一喜君) どうぞ座って説明してください。

○土木課長(小原聖児君) ありがとうございます。

まず表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。まず検討事項として、都市計画道路、区画整備事業、道路事業と区分し、本陳情箇所である袋町町内の「とも」に特化した内容で表に整理をいたしましたものでございます。

上段の表を御覧ください。これまでの取組として、本陳情箇所は、都市計画道路では、平成2年度にレインボープロムナード線として、都市計画決定された路線の一部の区間でございますが、平成20年度の都市計画道路の見直しにより、都市計画道路から廃止されております。

その廃止理由としましては、人口の増加が見込めないことによる必要性の低下、旧八代城の石垣が埋設されておりますことから、文化財調査が必要、その保存や活用に向けての事業の困難性などからでございます。

次に土地区画整理事業では、平成6年度に着手し、平成20年度に完了しました現在のハーモニーホールを中心とした球磨川駅土地区画整理事業が実施されておりますが、本陳情地区は含まれておりませんでした。

次に、道路事業では、中心市街地における狭隘道路や、コミュニティ道路などの歩車共存道路整備や、近年では八代市重点戦略や八代おもてなしプランに基づき、中心市街地へのアクセス道路整備等を実施してきておりますが、本陳情地区についての事業計画はございませんでした。

次に、下段の表は、道路整備を目的として、本陳情の堤防「とも」の一部撤去を実施する事業の実現性の検討を行い、その結果を整理したものでございます。表中段の補助事業につきましては、今後、事業化の経過が進められた場合の現制度上における補助事業、補助内容としており、その下段に今後の実現性、その理由といったしております。

まず、都市計画道路としては、現時点では人口の増加が見込めない、事業の困難性、事業規模等により、再度、都市計画決定を行う理由が見当たらないということから、現在実現性はないといたしております。

次に、土地区画整理事業としては、本陳情地区では、事業規模が小さく、ビル・家屋等が連坦しており、道路・公園・事業資金に充てる土地の捻出ができず、土地区画整理事業での事業実施は困難でありますことから、現在、実現性はないといたしております。

次に、道路事業としては、本陳情内容での道路整備はどうしても坂路区間が生じることから、道路機能としての効果が薄く、現状では単独事業とならざるを得ない。また事業費が4.5億円程度となり、このうちのほとんどが用地補償費となることから、道路整備事業としては難しく、また市民の理解が得られにくいとのことで、現在実現性はないと判断をしております。

次に、2ページをお開きください。次に、八代市中心市街地活性化の視点から、先ほどの道路整備と同様に、検討内容結果について表に整

理したものでございます。

上段の表を御覧ください。これまでの取組として、平成17年度から平成21年度まで、八代中央区において、新幹線の開業効果を活用した中心市街地や観光地等でのにぎわい・活力の再生を図るため、都市再生整備計画や八代市中心市街地活性化基本計画に基づき、まちづくり交付金事業により取り組んできましたが、本陳情地区は事業計画にはございませんでしたし、この八代市中心市街地活性化基本計画による道路整備事業は、平成21年度までで完了しております。

現在では、八代市中心市街地活性化として、八代市重点戦略の新庁舎を核とした中心市街地まちづくり方針に基づき、新庁舎や伝承館建設に取り組んでいるところでございます。

次に、下段の表では、道路整備事業と同様に、今後の実現性、可能性の検討を行っております。表の2項目で、策定に要する計画名として、都市再生整備計画（立地適正化計画の策定が必須）としております。

これは、平成21年度までに実施したまちづくり交付金事業が、平成22年度に社会資本整備総合交付金事業の一つに移行・統合され、さらに令和2年度からは個別支援制度化し、立地適正化計画の策定が必須となる制度再編がなされることとなっておりますことからでございます。

現在の八代市では、新庁舎を核とした中心市街地まちづくり方針に基づき、先ほども述べましたが、新庁舎や伝承館の建設、また、民間的にも熊本総合病院、現在建設中であります桜十字リハビリテーション病院など、いわゆる集積が進められていることから、現時点では、都市再生整備計画として、改めて立地適正化計画を策定するまでの取組の必要性がないとのことで今後の実現性はないとしております。

なお、都市再生整備計画とは、地域の歴史・

文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ること。また、立地適正化計画とは、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版となっております。

最後に、3ページに本陳情内容に基づき、「とも」の一部撤去をした場合の概略平面図、概算事業費を載せておりますので、御確認いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

○委員長（増田一喜君） 細かく検討していただきました。御苦勞さまでございました。

ただいまの説明をお聞きになって、何か質疑、あるいは御意見等はありませんでしょうか。

○委員（高山正夫君） 今、執行部のほうの検討の説明をいただきました。その中でですね、都市計画道路、土地区画整理事業、また道路事業として検討されておりますが、都市計画と土地区画整理事業についてはレインボー計画として平成20年度には完了されている。

また、都市計画道路事業にあってはですね、先ほど説明ございましたが、今後の人口増加が見込めない、まあ必要性の低下もあるんでしょうけども、まあそういったところで、既に20年度に完了したと伺ったと思います。

そうなればですね、当然、国庫補助も認めないということで、市の全額負担ということになります。まして、都市区画整理事業については、そもそも陳情された地区は含まれていないということもあります。

また、この陳情どおりにですね、「とも」を一部撤去したとしても、道路と区画の改良・改修も必要になってくるだろうしですね、景観上

も配慮しなければならないということで、相当な市の負担が見込まれます。

ただですね、ちょっと気になるのがですね、前回、現地視察の後、陳情者の方々から、御意見の中でですね、防災上の観点からというもの発言がございました。執行部のほうでは、この件については検討されているのでしょうか。

○土木課長（小原聖児君） 今、委員がおっしゃられましたように、地元の意見として意見交換会の場で「とも」の撤去に伴って発生します平坦地、その部分について、一次避難所というような取扱い、そういった利用の件につきましての意見がございました。

所管課関係課であります危機管理課のほうにもその辺りの情報提供をいたしております。本日は、誠に申し訳ありませんけど、この場では回答を述べさせていただくまでの準備はできておりませんので、御了承いただければと思います。

○委員長（増田一喜君） ほかに御意見、質問はありませんか。

○委員（庄野末藏君） 今まで、執行部が説明された中でですね、これからなかなか進行させるには無理じゃなかろうかという意見を聞いたし、このまま、請願のあれもですね、これまでと同様、継続したらどうだろうか。

○委員長（増田一喜君） ただいま継続の御意見がありました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 小会いたします。

（午後4時08分 小会）

（午後4時09分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

ただいま継続の御意見が出ました。ほかに御意見がないようでございます。

これよりこの件について採決をいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

令和元年陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」一部撤去については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

申し訳ないけども、執行部のほうは、先ほど高山委員がお尋ねになった部分について、また次回答えられるように準備していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

(午後4時11分 小会)

(午後4時12分 本会)

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査に関連して、2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査 (市道腰越～平線について)

それでは、まず市道腰越～平線についてをお願いします。

○理事兼建設政策課長(西 竜一君) 皆さん、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 建設政策課の西でございます。よろしくお願いいたします。

私から、所管事務調査市道腰越～平線について説明させていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(増田一喜君) はい、どうぞ。

○理事兼建設政策課長(西 竜一君) それでは説明をさせていただきます。

12月定例会におきまして、建設環境委員会の所管事務調査でも報告させていただきましたが、昨年、梅雨前線豪雨によりまして、大規模な斜面崩壊が発生し、大量の土砂により通行ができなくなっております泉町の市道腰越～平線の現在の状況について説明させていただきます。

それでは、お配りしております、表紙に建設環境委員会資料所管事務調査市道腰越～平線についてと書いてあります資料をお願いしたいと思います。この資料により説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、位置図をつけておりますが、被災箇所は泉町の五家荘の葉木地区でございます。

次のページをお願いいたします。被災箇所の見取図や被災状況の写真、迂回路の整備状況の写真などを掲載しております。

上段記載の経緯につきましては、12月定例会で説明いたしました部分については説明を省略させていただきますが、経緯の最後に記載しておりますとおり、本年1月7日に国庫補助に

よる災害復旧を行うための国の査定官による災害査定が実施されまして、その結果、被災箇所ばかりでなく、仮設の迂回路の整備費用の一部も補助対象としての認定を受けております。

次に、地質調査についてと記載しておりますが、現在、被災箇所におきましては、地盤の変異を確認するための地盤伸縮計や歪計、地下水の状況を把握するための水位計を設置し、観測を行っているところでございます。しかしながら、12月の定例会で報告しましたときと同様に、これまでのところ大きな変動は観測しておりません。引き続き、継続的な観測を実施してまいりたいと考えております。

なお、この観測につきましては、地盤の状況を十分に把握する必要がありますことから、現在のところ、少なくとも本年の梅雨時期までの観測は必要であると考えておりまして、先ほど予算の承認をいただきましたが、令和2年度一般会計予算で委託料を計上させていただいているところでございます。

また、今回の災害は、市道が被災したばかりでなく、掲載しております写真のとおり、広い範囲の山林が被災しておりますので、熊本県による治山事業での対応を進めることとしておりますが、現在は現地の調査や測量、林野庁のヒアリングなどが行われ、事業計画決定のための準備を進められているとのことでございます。

このように、熊本県や国など関係機関と連携を図り、復旧に向けての必要な手続や作業を行っているところでございます。

最後になりますが、地質調査の結果、ちょっと記載しておりますけど、市道部の堆積土砂につきましては、取り除いた場合、不安定となりまして、上部のり面の土砂が崩れる危険性があるため、現状では撤去できる状況ではございません。しばらくは、現在の状況が続くこととなると考えております。

そこで、仮設で設置しております迂回路につ

きましては、写真も掲載しておりますが、道路の勾配の緩和や、部分的な拡幅、ガードレールの設置を行うなど、安全な通行確保のための対策を講じたところでございます。

以上で、泉町の市道腰越～平線の現在の状況について説明を終わらせていただきます。

○委員長（増田一喜君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で、市道腰越～平線についてを終了いたします。

執行部入れかわりのため小会します。

（午後4時18分 小会）

（午後4時19分 本会）

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
（八代市下水道事業経営戦略の見直しについて）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、八代市下水道事業経営戦略の見直しについてをお願いいたします。

○下水道総務課長（奥村勝己君） こんにちは。下水道総務課長の奥村でございます。隣は下水道建設課長の涌田でございます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 本日御報告させていただきますのは、下水道部局におきまして平成29年3月に策定いたしました八代市下水道事業経営戦略の見直しについてでございます。

説明に入ります前に資料の確認をお願いいたします。まず、所管事務調査八代市下水道事業経営戦略の見直しについてという表紙がついている資料と、八代市下水道事業経営戦略（令和2年3月改訂）の概要版で4ページのもの、及び八代市下水道事業経営戦略の本編で冊子状のもの

の、以上3つでございます。お手元でございますでしょうか。

ではまず、左上に八代市下水道事業経営戦略の見直しについてという表題がついている一枚物の資料を御覧ください。こちらは、経営戦略の策定背景及び見直しの趣旨、根拠及び主な見直し概要を記載した資料となっております。

まず、経営戦略策定の背景についてですが、人口減少や大規模な施設更新を控えるなど、独立採算制を原則とする公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、持続的にサービス提供を行うため、総務省は全国の公営企業に対し、令和2年度までに経営戦略を策定し、経営基盤の強化と、財政マネジメントの向上に取り組むことを平成28年1月に要請しております。

本市下水道事業におきましては、平成27年度に企業会計へ移行し、平成28年度には、汚水適正処理構想の策定を行うなど、これまでにない大きな変化があり、また一方では、経営戦略策定が地方交付税措置の要件となるなどの状況変化を踏まえ、下水道サービスを継続的・安定的に提供していくための指針として、平成29年3月に八代市下水道事業経営戦略を策定したところです。

次に、見直しの趣旨についてですが、2)に記載しておりますとおり、年々変化する状況へ対応し、今後もサービスを継続的・安定的に提供していくため、経営戦略基本方針に基づき実施するものです。

なお、基本方針につきましては、次の3)に抜粋し記載しておりますとおり、3年から5年ごとに見直しを行うとしております。

次に、4)見直し概要についてですが、今回の見直しに当たっては、現状分析、課題等を見直しはもとより、料金改定、大規模事業の進捗及びストックマネジメント計画の策定等を踏まえ、経営戦略の中心となります投資・財政計画をメインに見直しを行っております。

まず、投資計画では、大規模事業の精査やストックマネジメント計画に基づく事業費の追加などに併せ事業費の見直しを行い、見直し後の総事業費を約195億7000万円と見込み、当初計画と比較して約5.9億円の減。次に財政計画では、料金改定や人口推計等を見直しに伴う使用料の再試算により、見直し後の実収入額を約120億円と見込み、当初計画と比較して約5.8億円の増。次に、一般会計繰入金では、使用料収入の増加等に伴い、基準外繰入金の削減を行い、見直し後の実収入額を約145億円と見込み、当初計画より約4.6億円の減となっております。

また、参考としまして、裏面に、経営戦略として満たすべき要件を記載しております。

それでは続きまして、経営戦略の内容について、お手元の概要版を基に説明させていただきます。時間の都合もありますので、多少駆け足での説明になりますが、御了承ください。

この経営戦略につきましては、第1章から第5章までの構成となっております。まず第1章の経営戦略策定の趣旨については、先ほど策定の背景等で説明した内容と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

なお、本経営戦略の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間となっております、変更はございません。

続きまして、2ページをお願いします。第2章、下水道事業の現状と課題では、主な現状と課題としまして、普及・水洗化の状況、下水道施設の状況、雨水排水対策の状況、経営状況の4点を挙げ、それぞれ現状・課題等を記載しております。

次に、第3章、経営の基本方針では、計画期間中における下水道事業の経営方針としまして、3つの柱を定めております。

まず、1つ目の経営基盤の強化では、厳しい経営環境の中においても下水道サービスを持続

するため、長期的な視野に立って、徹底した経営の効率化・健全化に努めることとしております。

2つ目の快適で衛生的な生活環境の保全では、市民の快適で衛生的な生活環境を守るため、汚水を適正に処理するために必要な施策を推進してまいります。

3つ目、安全安心な暮らしの構築では、豪雨による浸水被害の軽減や、地震による施設の耐震化など、市民の安全・安心な暮らしを守るため、災害復旧体制の強化を図っていくこととしております。

次の第4章、効率化・経営健全化の取組では、今説明いたしました経営の基本方針である3つの柱を実現するための、具体的な取組内容を記載しております。

まず、1、経営基盤の強化では、3ページにかけて記載しておりますとおり、投資の合理化など7項目。

2、快適で衛生的な生活環境の保全では、汚水施設の整備拡充など4項目、3、安全安心な暮らしの構築では、雨水施設の整備拡充など3項目を、継続して取り組んでいく内容としております。

特に、2、快適で衛生的な生活環境の保全の2項目、汚水施設の適切な維持管理、及び3、安全安心な暮らしの構築の2項目、雨水施設の適切な維持管理につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築・更新及び適切な維持管理により施設の機能確保に努めてまいります。

最後に、第5章、投資・財政計画では、本計画期間中の事業ごとの投資額及びその財源について記載しております。

まず投資では、7事業における期間中の事業費を記載しております。投資額の総額は約195億7000万円を見込んでおり、冒頭説明しましたとおり、当初計画と比較して、5億90

00万円の減となっておりますものの、下水道サービスを継続的・安定的に提供していくためには多額の事業費が必要となります。

次に、4ページをお願いします。財源では、国庫補助金など5項目を記載しております。多額の事業費が必要となる中、企業債の借入額につきましては各年度の元金償還額の範囲内とするなど、一定の財政規律を設けて調整を行っております。

また、下水道使用料につきましては、使用料で賄うべき経費に対する使用料収入の割合である経費回収率が69.9%であることや、昨年度開催しました八代市公共下水道事業審議会の答申内容を踏まえ、既に改定済みの令和元年度に加え、令和5年度に使用料改定を行う予定としております。

それに伴いまして、一般会計繰入金につきましても、当初計画と比較して4億6000万円を減額予定としております。

以上が、今回見直しを行いました八代市下水道事業経営戦略の概要となっております。さらに詳細につきましては、お配りしている経営戦略本編を御覧ください。

以上、八代市下水道事業経営戦略の見直しについての報告とさせていただきます。

○委員長（増田一喜君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようでございます。

以上で、八代市下水道事業経営戦略の見直しについてを終了いたします。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

○委員（大倉裕一君） 開会日だったでしょうか、熊本市からのごみの受入れについて報告がありましたが、その後どのようなになったのか、担当課のほうから説明があつてよいものかとい

うふうに思っておりますけども。

○委員長（増田一喜君） 小会いたします。

（午後４時３０分 小会）

（午後４時３４分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

担当のほうに聞きましたら、議長のほうに、全協のときに御報告いたしますというお話があって、議長はそれを了承されたということで、すから、今回は、呼んで返答していただく、答弁していただくということは控えたいと思います。また全協の折に多分、資料等を持参されるのかどうかで返事があると思いますので、それで御了承願いたいと思いますけれども。

○委員（大倉裕一君） まあ、議長が承諾をされたというところはお譲りをしたい、理解をしたいというふうには思います。ただ、所管委員会のやはり権限として、調査をする権限はありますので、そこにきちんとした説明をしないという部分ではですね、やはり担当課としては非常にお粗末な話だろうと私は捉えています。

そういう姿勢を先ほどもプラスチックの収集の運用ですね、委員会に話もせずに帰られたということは指摘もさせていただきましたし、そういった、課としての風潮というんですかね、そういったところはしっかり改善をしていただきたいというふうに思いますし、委員会の中で、熊本市からのごみの受入れについてですね、その後の対応について説明を求める意見があったということはしっかり議長のほうにもお伝えいただきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） はい、お伝えしておきます。

○委員（大倉裕一君） それからですね、そのときに修繕しなければならないものをですね、２週間遅らせて、熊本市のごみを受け入れるということでありました。その修繕がどうなったのか、きちんと年度内に終わる見通しがあるの

か、そういったところも疑問に思いますし、もし終わらなければ繰越明許という手続をとらなければならないという点もあります。

そういったところも含めてですね、やはり担当委員会である建設環境委員会のほうには説明をすべきであるというふうに思っておりますので、よろしく御対応のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（増田一喜君） 分かりました。担当委員会としましては、そのように申し入れしておきたいと思います。

それでは、以上で所管事務調査２件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査２件及び陳情１件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午後４時３８分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和２年３月１７日

建設環境委員会

委員長